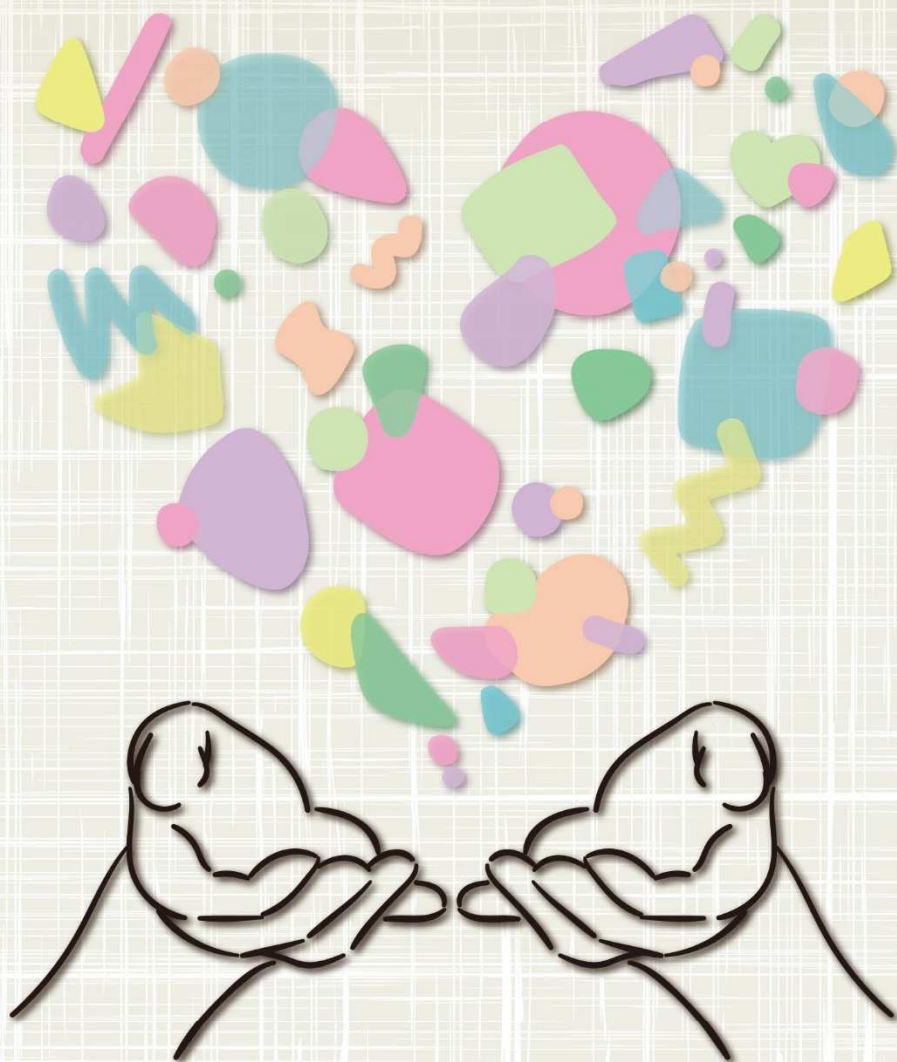


台東区多文化共生推進プラン



令和4年3月

台東区

台東区民憲章

あしたへ



江戸の昔、「花の雲 鐘は上野か 浅草か」と詠まれたわたくしたちのまち台東区には、磨き抜かれた匠の技や気さくで人情あふれる暮らしが、今もあちらこちらに息づいています。

わたくしたちは、先人が築いてきた文化や環境を大切にして、伸びゆく住みよいまちを目指し、この憲章を定めます。

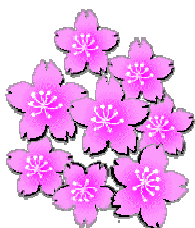
たからものを うけつぎ こころゆたかな まちにします

おもてなしの えがおで にぎやかな まちにします

おもいやり ささえあい あたたかな まちにします

みどりを いくしみ さわやかな まちにします

いきがいを はぐくんで すこやかな まちにします



(平成18年12月14日 告示 第688号)

誰もが活躍できる地域社会の実現を目指して

—台東区多文化共生推進プランの策定について—



台東区は、文化・芸術や産業、観光をはじめとする世界に誇る様々な資源があり、多くの外国人が訪れる国際性豊かで魅力のあるまちです。また、現在、区には約1万4千人の外国人が暮らしており、その割合は区の総人口の約7%にあたります。

国の法改正に伴う外国人材の受け入れ拡大や、激甚化・頻発化する災害対応、デジタル化の進展など地域の外国人を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

そのため、区では、誰もが活躍できる地域社会の実現を目指して「台東区多文化共生推進プラン」(令和4年度～令和8年度)を策定しました。

プランでは、「言語や文化、生活習慣などの違いを相互に理解・尊重し合い、誰もが地域社会の一員として活躍できる『多文化共生』の地域社会の実現」を基本理念として掲げ、多文化共生の施策を展開してまいります。

多文化共生の地域社会を実現するためには、区民の皆様や地域の関係団体と区が、ともに連携・協働して課題解決に向けて取り組むことが重要です。今後とも、区民の皆様をはじめ、関係各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、プランの策定にあたり、台東区多文化共生推進プラン策定委員会委員の皆様をはじめ、多くの皆様から貴重な意見を頂きありがとうございました。心から御礼申し上げます。

令和4年3月

台東区長 **服部 征夫**

目次

第1章 プランの概要.....	1
1 プラン策定の背景.....	1
2 プラン策定の目的.....	1
3 プランの位置づけ.....	2
4 プランの期間.....	2
5 SDGsの理念とプランとの関係.....	3
6 多文化共生の定義.....	3
第2章 多文化共生を取り巻く現状.....	4
1 国・都の動向.....	4
2 台東区の現状.....	6
3 アンケート調査結果から見る区内在住の外国人の意識.....	11
第3章 プランの基本的な考え.....	16
1 基本理念と基本目標.....	16
2 プランの体系.....	17
3 計画事業.....	19
第4章 プランの内容.....	23
基本目標Ⅰ 外国人と日本人が共に安心して生活できる環境の整備.....	23
▶施策1 コミュニケーション支援の充実.....	23
▶施策2 生活環境の充実.....	28
基本目標Ⅱ 多様性を尊重し、誰もが活躍できる地域づくり.....	36
▶施策3 多文化共生意識の醸成.....	36
▶施策4 交流を通じた外国人と日本人の相互理解の促進.....	42
基本目標Ⅲ 多様な主体との連携による多文化共生の推進.....	46
▶施策5 多文化共生推進を支える体制づくり.....	46

資料編.....	49
1 台東区多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱.....	49
2 台東区多文化共生推進プラン策定委員会委員名簿.....	52
3 台東区多文化共生推進プラン庁内検討会設置要綱.....	53
4 台東区多文化共生推進プラン庁内検討会委員名簿.....	56
5 策定経過.....	57
6 パブリックコメント結果.....	59

第 1 章

プランの概要

1 プラン策定の背景

台東区に在住の外国人（※）は令和4（2022）年1月1日現在、総人口の6.82%に当たる13,896人となっており、東京23区で4番目に高い割合となっています。

本区の多文化共生の取組については、平成30（2018）年度に策定した「台東区基本構想」にて「世界に輝くひとまちたいとう」を将来像として掲げ、区政運営の基盤となる考え方として「多様な主体と連携した区政運営の推進」を示しています。また、基本構想に基づく区政運営の長期的指針である「台東区長期総合計画」の施策において「多文化共生の推進」を定め、多文化共生の地域づくりを進めています。

国においては、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」による外国人材受入れの拡大や「日本語教育の推進に関する法律」による外国人材受入れのための環境整備を推進しており、東京都においても、平成28（2016）年に「東京都多文化共生推進指針」を策定し、多文化共生の取組を推進しています。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和2（2020）年度にはこれまで増加傾向にあった外国人数が減少となりました。加えて、新型コロナウイルス感染症以外にも気象災害の激甚化やデジタル化の進展による翻訳技術の向上等多文化共生を取り巻く環境は大きく変化しています。

2 プラン策定の目的

大きく変わりつつある社会情勢により柔軟に対応するためには、多様化・複雑化する外国人のニーズや多文化共生に関する課題を把握し、これまで実施してきた多文化共生の取組を体系的に推進する体制の整備が必要です。

そこで、区民（※）の皆様や地域の関係団体と区が一体となって多文化共生の推進に取り組んでいくために、今回新たな計画である「台東区多文化共生推進プラン」（以下「本プラン」という）を策定することとしました。

※本プランにおける区民及び外国人の定義

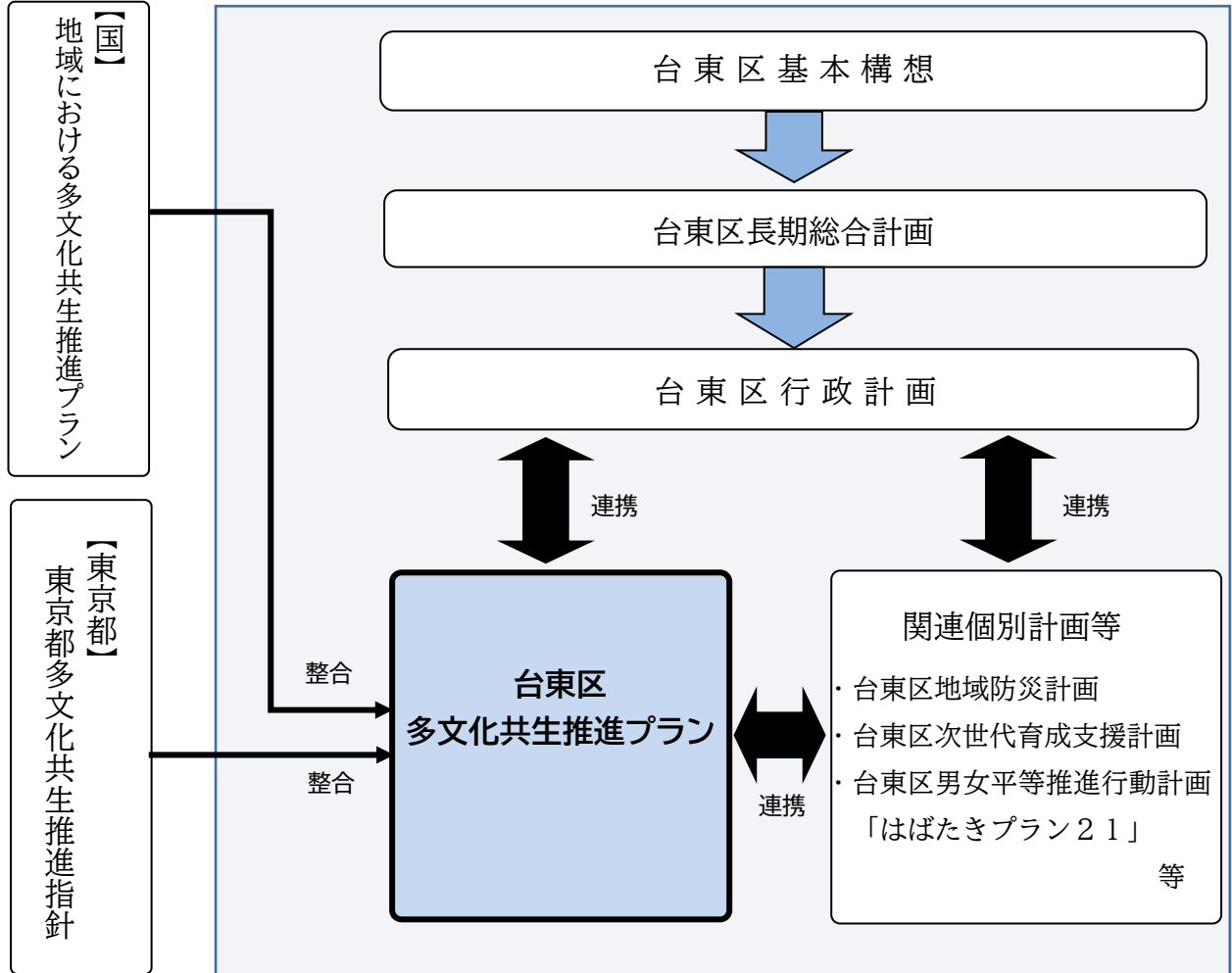
区民：国籍に関わらず台東区内に住む人に加えて、区内で働く人もしくは学ぶ人とする。

外国人：区が実施する計画事業においては、区民のうち文化的背景等が外国にある人とする。

3 プランの位置づけ

本プランは、台東区基本構想や台東区長期総合計画の実現に向けて、台東区における多文化共生推進のための基本的な考えや具体的な取組を示す個別計画として位置づけます。

<イメージ図>



4 プランの期間

本プランの計画期間は令和4（2022）年度から令和8（2026）年度の5年間とする。

年度	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
台東区 多文化共生推進プラン	→				

5 / SDG s の理念とプランとの関係

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、我が国等先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030 年を期限とする「持続可能な開発目標 (SDG s)」が位置付けられました。

SDG s では、持続可能な世界を実現するために「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「人や国の不平等をなくそう」等 17 の目標と具体的に達成すべき 169 のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国は、その達成に向けて「あらゆる人々の活躍の推進」「平和と安全・安心社会の実現」等の特に注力すべき 8 つの優先課題を定めており、具体的な施策として「ダイバーシティ・バリアフリーの推進」等が示されています。

また、「誰一人取り残さない」とのキーワードで表現される「包摂性」は SDG s の基本理念であり、8 つの優先課題に取り組む際、主要原則の一つとして分野を問わず適用することとしています。

本区においても、本プランにこれらに関連する取組を定め、計画の着実な推進を図ることによって SDG s の達成につなげていきます。



(出典)国際連合広報センター

6 / 多文化共生の定義

総務省は「地域における多文化共生」を下記の通り定義しています。

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」

「多文化共生の推進に関する研究会報告書」(平成 18 (2006) 年 3 月総務省)

第 2 章

多文化共生を取り巻く現状

1 国・都の動向

(1) 国の動向

①外国人の増加

1970年代まで我が国における外国人は戦前から日本に住んでいる在日韓国・朝鮮人とその子孫が中心でした。

その後、平成2（1990）年の改正入管法施行によって「定住者」の在留資格が創設されたのを契機として、1990年代から2000年代前半にかけて日系人を中心に定住する在留外国人が増加しました。しかし、言葉や習慣の違いのため必要な公共サービスが受けられないことや雇用が不安定で労働条件が低いこと等生活者としての問題が生じました。

②「生活者としての外国人」の視点に立った施策の推進

平成18（2006）年に、総務省は「地域における多文化共生推進プラン」において、地域の実情と特性を踏まえた多文化共生に関する指針・計画の策定を地方自治体に促しました。

また、同年、「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」を策定する等「多文化共生」や「生活者としての外国人」という視点に立った施策を推進しています。

平成24（2012）年には住民基本台帳法の改正によって外国人も住民基本台帳の適用対象となる等国内で就労・生活する外国人についても日本人と同様の公共サービスを享受し、生活できるような環境の整備が進められました。

③近年の動向

平成30（2018）年に、国は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめ、外国人の受入れと共生社会づくりの推進を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現を目指す方向性を示しました。

平成31（2019）年には「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され在留資格に「特定技能」が新たに創設される等、生産年齢人口（15～64歳）の減少により多様な業種での人材確保が困難となる中、外国人が働きやすい環境の整備や外国人材の受入れを推進しています。

また、地域の実情に合わせた日本語教育の推進を求めた「日本語教育の推進に関する法律」を令和元（2019）年に施行し、外国人が不自由なく日常生活を送れる環境の整備も推進しています。

令和2（2020）年には総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、多文化共生に関する指針や計画の策定を改めて促す等、地方自治体における多文化共生施策の更なる推進を求めています。

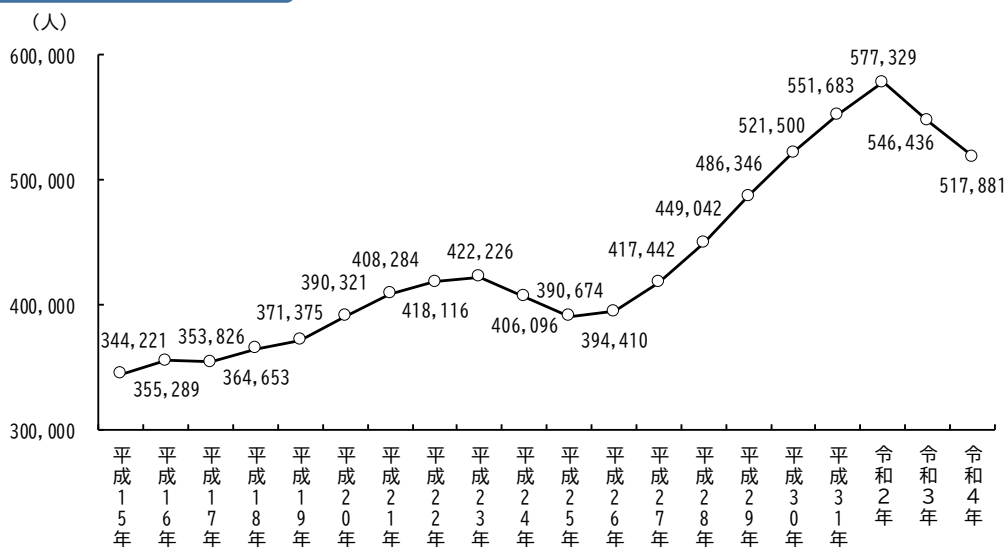
（2）東京都の動向

東京都は、平成13（2001）年度に日本人と外国人双方の委員で構成する「地域国際化推進検討委員会」を設置し、東京を外国人も住みやすく、活躍できるまちにするための課題について検討してきました。また、広域自治体として区市町村や国際交流協会等との情報共有やネットワークを構築し、多言語情報の提供や相談体制の充実を図る等外国人を福祉的観点から支援を行う対象として捉えた取組を進めてきました。

しかし、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会以降も東京が世界をリードするグローバル都市として発展を続けていくためには、日本人と外国人が共に活躍し、共に支え合う、新たな考え方に立った多文化共生社会の実現が不可欠であるとし、平成28（2016）年に「多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現」を基本目標とした「東京都多文化共生推進指針」を策定しました。

指針では、区市町村をはじめ国、NPO、外国人支援団体等の多様な主体がそれぞれの役割を果たすことができるよう、東京都が中心となり相互に連携を図ることが重要であるとしており、トータルサポートを実施する基盤整備のための人材育成やコミュニティの活性化を支援する「東京都つながり創生財団」を設立する等指針に沿って多文化共生の取組を推進しています。

東京都における外国人人口の推移



（出典）東京都の統計HP（各年1月1日現在）

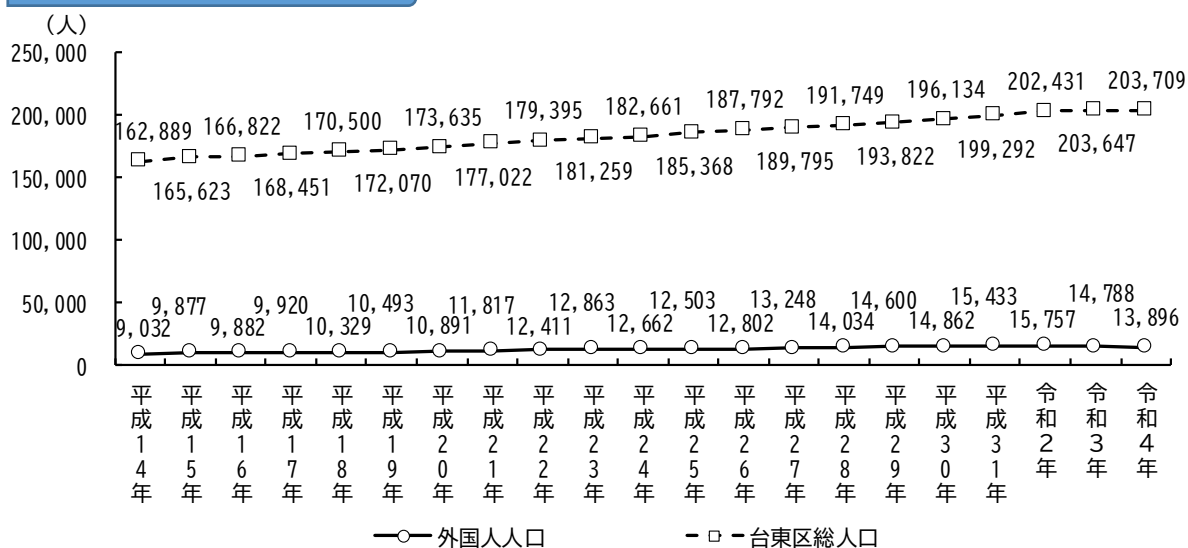
2 台東区の現状

①台東区の外国人人口の推移

令和4（2022）年1月1日現在の台東区に在住の外国人は、総人口 203,709 人に対し 13,896 人となっており、その割合は 6.82%となっています。

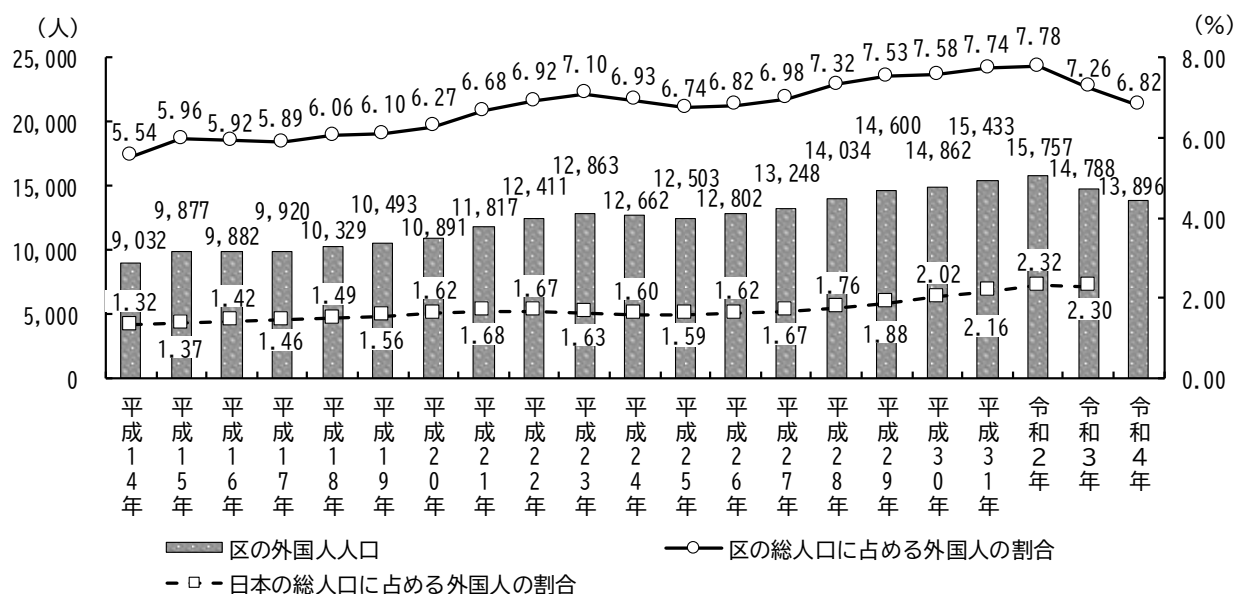
令和2（2020）年1月1日では 15,757 人で 7.78%でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大による出入国制限等の影響により 1,861 人減少しました。

区内外国人人口・総人口の推移



(出典) 東京都の統計HP、台東区人口統計(各年1月1日現在)

区内外国人人口・割合と日本の総人口に占める外国人割合の推移

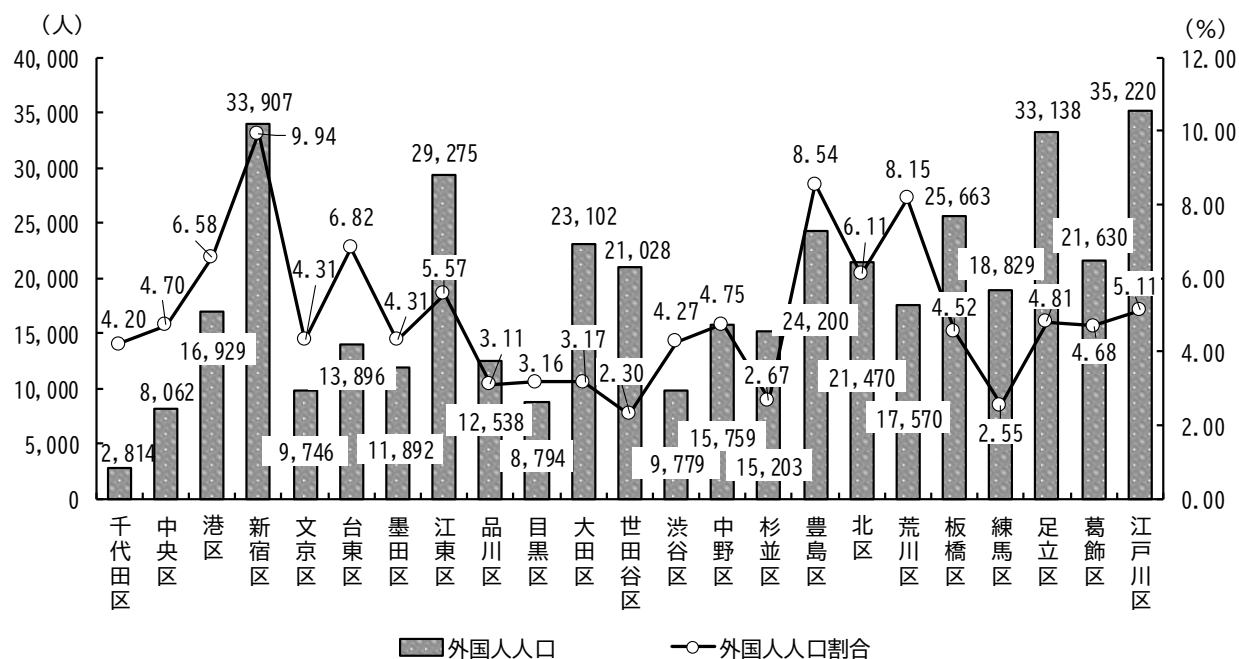


(出典) 総務省統計局HP、法務省在留外国人統計、東京都の統計HP、台東区人口統計(各年1月1日現在)

②東京 23 区外国人人口と総人口に占める外国人人口割合

東京 23 区の外国人人口の割合は新宿区が 9.94%と最も高く、台東区は 6.82%で 23 区中 4 番目となっています。

東京 23 区外国人人口と総人口に占める外国人人口割合



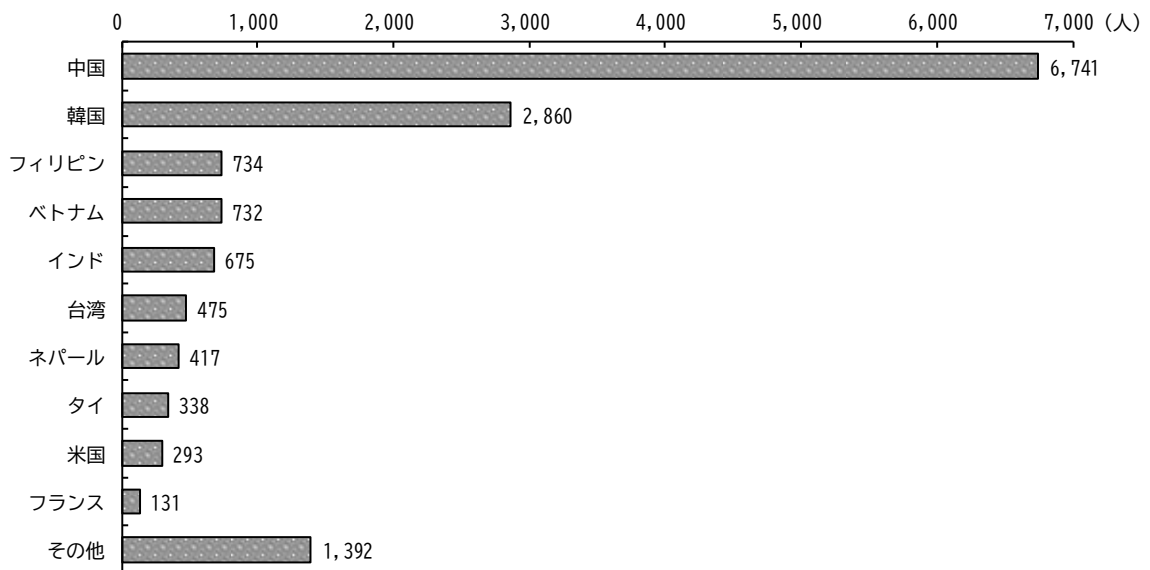
(出典) 東京都の統計HP (令和4年1月1日現在)

③国籍・地域別人口

令和3（2021）年1月1日現在、中国が6,741人で外国人全体の45.6%、韓国が2,860人で19.3%となっており、この2国籍で約65%を占めています。

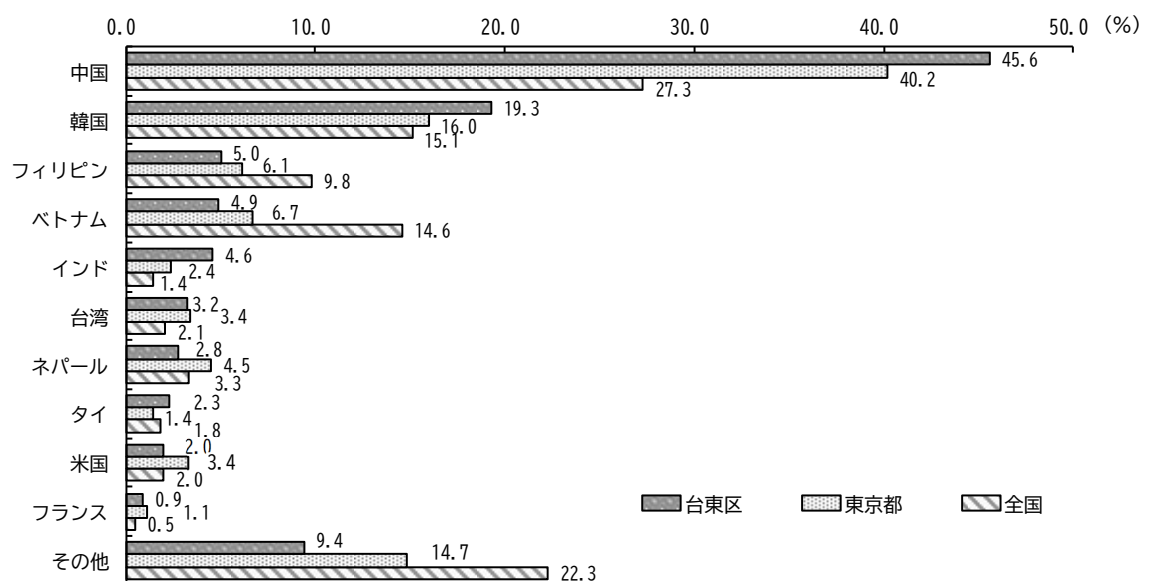
また、中国、韓国及びインド国籍の方の割合が全国や東京都の割合と比べて高くなっています。

区内国籍・地域別外国人人口



(出典)台東区人口統計(令和3年1月1日現在)

国籍・地域別人口割合比較



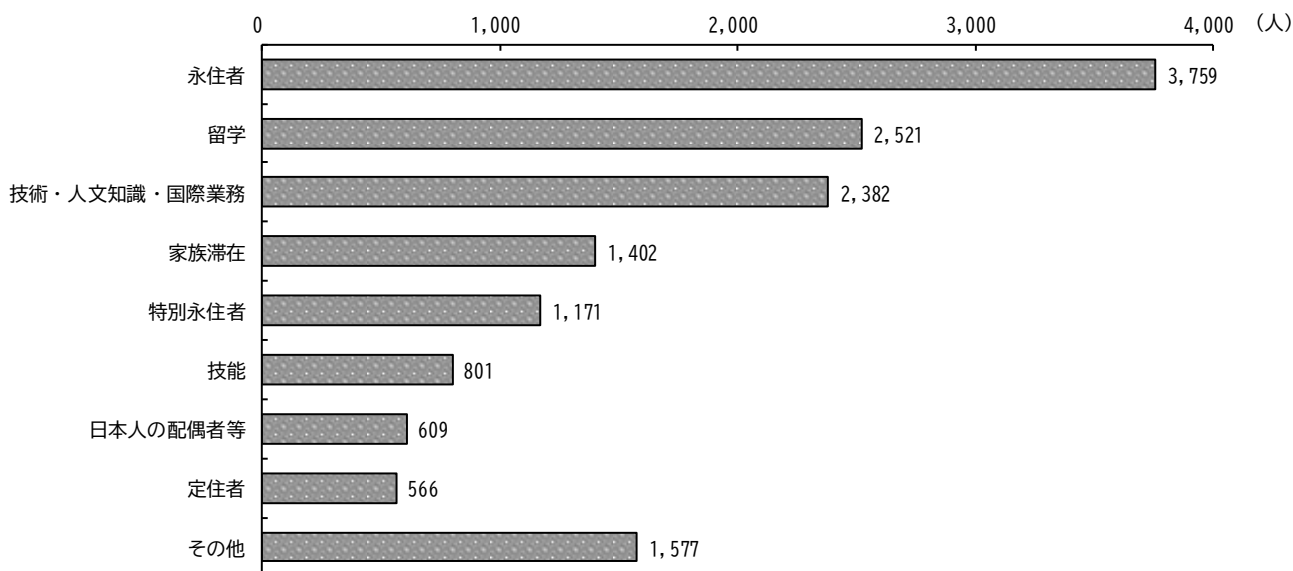
(出典)法務省在留外国人統計、東京都の統計HP、台東区人口統計(令和3年1月1日現在)

※上記グラフにおける全国の割合は令和2年6月現在

④在留資格別人口

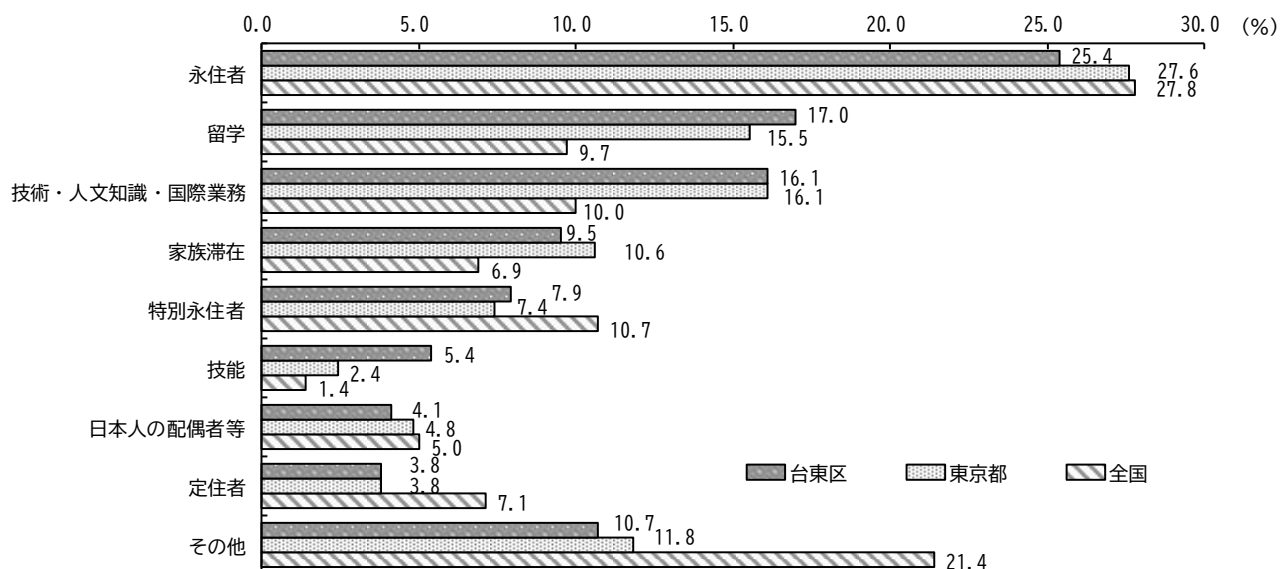
「永住者」が外国人全体の25.4%、「留学」が17.1%、「技術・人文知識・国際業務」が16.1%となっています。

区内在留資格別人口



(出典)台東区調べ(令和3年1月1日現在)

在留資格別人口割合比較



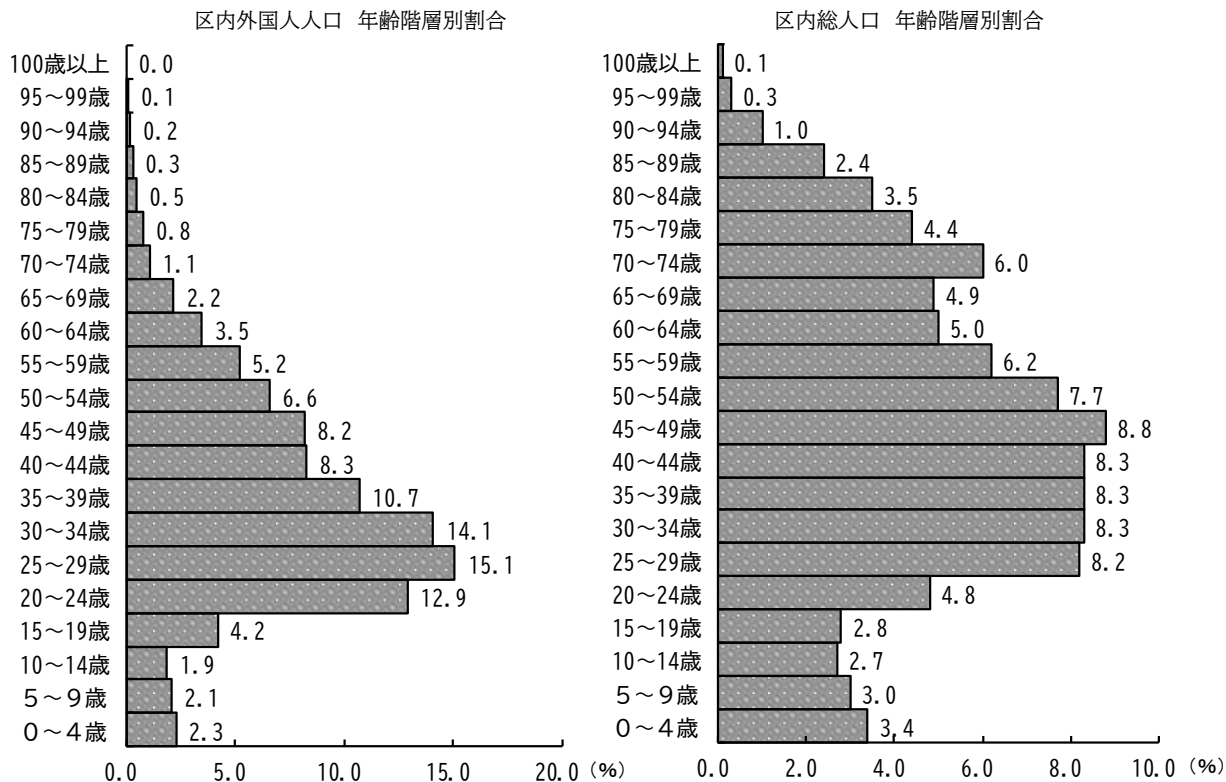
(出典)法務省在留外国人統計、東京都の統計HP、台東区人口統計(令和3年1月1日現在)

※上記グラフにおける全国の割合は、令和2年6月現在

⑤年齢階層別構成比

区内在住の外国人の年齢階層別の割合は20～39歳の人口割合が高くなっています。

年齢階層別構成比

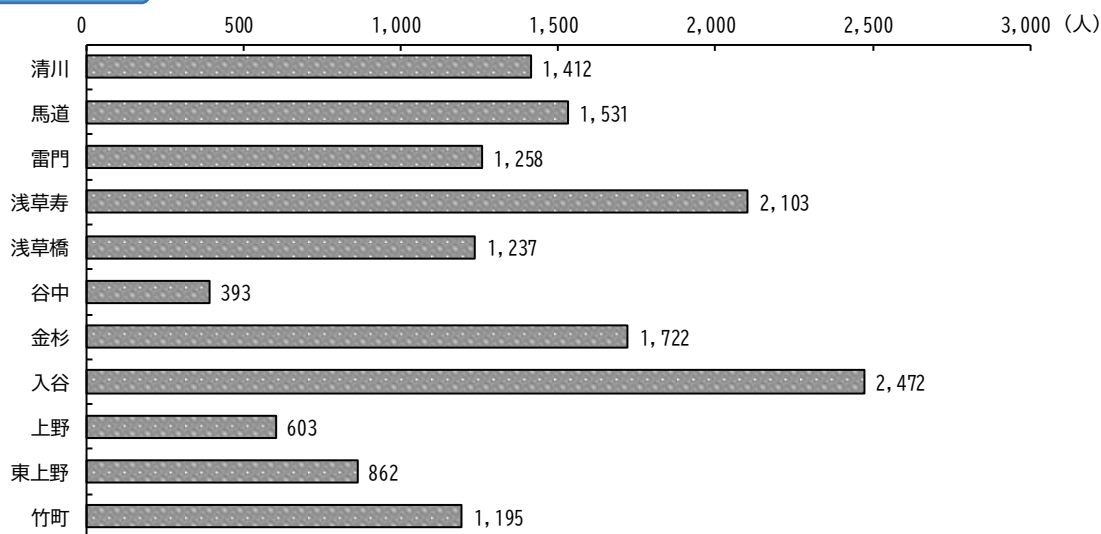


(出典)台東区人口統計(令和3年1月1日現在)

⑥居住地区別外国人人口構成比

入谷地区が最も多く2,472人となっており、浅草寿地区2,103人、金杉地区1,722人となっています。

居住地区別構成比



(出典)台東区人口統計(令和3年1月1日現在)

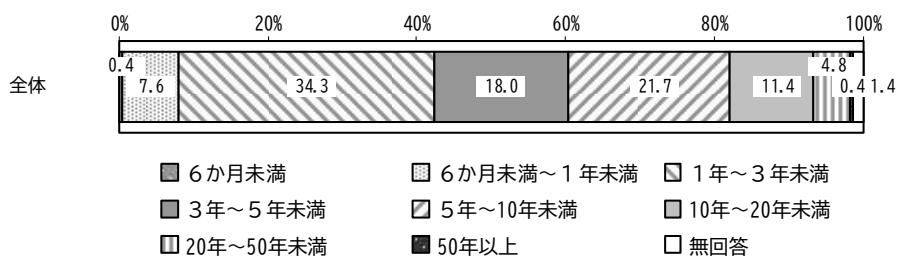
3 アンケート調査結果から見る区内在住の外国人の意識

①台東区での居住年数

「1年～3年未満」(34.3%)が最も高く、次いで「5年～10年未満」(21.7%)、「3年～5年未満」(18.0%)となっています。

台東区での居住年数 (単一回答)

回答者数 = 1,219



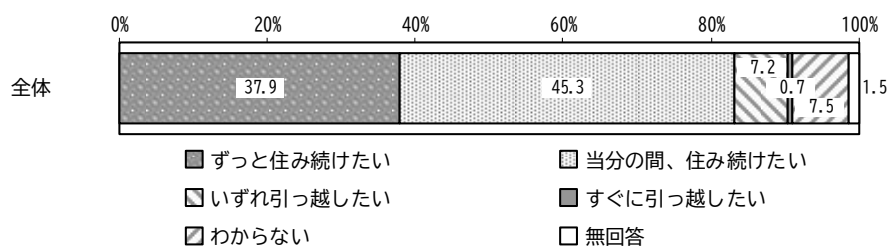
(出典)「台東区多文化共生に関する意識調査」(令和3年1月)

②台東区への定住意向

「当分の間、住み続けたい」(45.3%)が最も高く、次いで「ずっと住み続けたい」(37.9%)となっています。

台東区への定住意向 (単一回答)

回答者数 = 1,219



(出典)「台東区多文化共生に関する意識調査」(令和3年1月)

年代が高くなるにつれて「ずっと住み続けたい」が高くなり、「60～69歳」では68.8%となっています。「18～29歳」「30～39歳」は「当分の間、住み続けたい」が半数以上となっています。

台東区への定住意向（年齢別）

単位：%

区分	回答者数 (件)	ずっと住み続けたい	当分の間、住み続けたい	いずれ引越したい	すぐに引越したい	わからない	無回答
全体	1,219	37.9	45.3	7.2	0.7	7.5	1.5
18～29歳	323	25.4	58.5	9.3	0.6	5.9	0.3
30～39歳	458	30.6	50.9	8.3	0.7	8.5	1.1
40～49歳	241	51.5	34.0	3.7	1.2	7.1	2.5
50～59歳	133	56.4	30.1	6.0	0.0	6.8	0.8
60～69歳	48	68.8	10.4	4.2	0.0	12.5	4.2
70歳以上	8	50.0	25.0	12.5	0.0	12.5	0.0

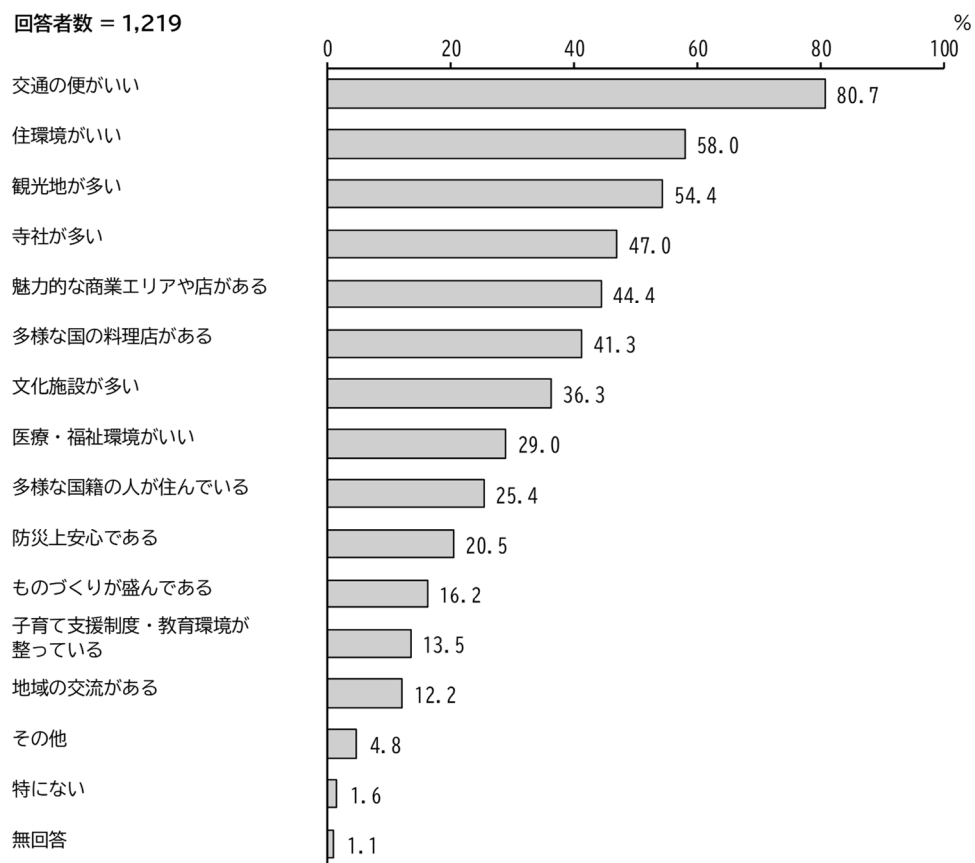
(出典)「台東区多文化共生に関する意識調査」(令和3年1月)

③台東区の魅力

「交通の便がいい」（80.7%）が最も高く、次いで「住環境がいい」（58.0%）、「観光地が多い」（54.4%）、「寺社が多い」（47.0%）、「魅力的な商業エリアや店がある」（44.4%）、「多様な国の料理店がある」（41.3%）となっています。

台東区の魅力（複数回答）

回答者数 = 1,219



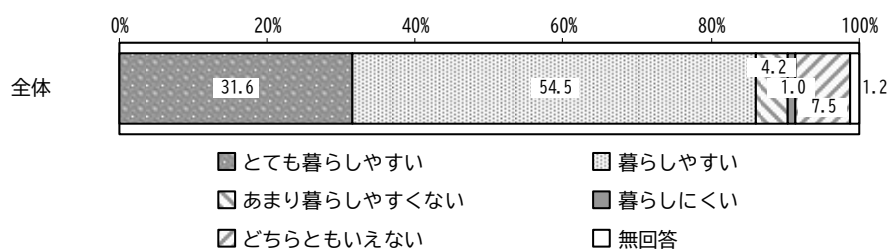
（出典）「台東区多文化共生に関する意識調査」（令和3年1月）

④台東区の暮らしやすさ

「暮らしやすい」(54.5%)が最も高く、次いで「とても暮らしやすい」(31.6%)となっています。「とても暮らしやすい」「暮らしやすい」の合計の割合は86.1%、「あまり暮らしやすくない」「暮らしにくい」の合計の割合は5.2%です。

台東区の暮らしやすさ (単一回答)

回答者数 = 1,219



(出典)「台東区多文化共生に関する意識調査」(令和3年1月)

年齢別で見ると「とても暮らしやすい」「暮らしやすい」の合計の割合は「60～69歳」以外の全ての年代において80%を超えており、「60～69歳」においても75%となっています。

台東区の暮らしやすさ (年齢別)

単位：%

区分	回答者数(件)	とても暮らしやすい	暮らしやすい	あまり暮らしやすくない	暮らしにくい	どちらともいえない	無回答
全体	1,219	31.6	54.5	4.2	1.0	7.5	1.2
18～29歳	323	39.3	49.3	3.7	0.3	7.1	0.3
30～39歳	458	26.4	60.0	4.6	1.3	6.8	0.9
40～49歳	241	31.5	54.8	5.0	0.8	5.4	2.5
50～59歳	133	33.1	49.6	3.0	1.5	12.8	0.0
60～69歳	48	27.1	47.9	4.2	2.1	14.6	4.2
70歳以上	8	25.0	62.5	0.0	0.0	12.5	0.0

(出典)「台東区多文化共生に関する意識調査」(令和3年1月)

1 基本理念と基本目標

○台東区基本構想に掲げる将来像

世界に輝く ひと まち たいとう

住む人、働く人、訪れる人、すべての人々は、安全安心で多様性が尊重された社会の中で、希望と活力にあふれ、いきいきと活躍しています。

長い間、積み重ねられてきた歴史や、まちに息づく多彩で粋な文化は、台東区を輝かせる光として、人々の誇りや憧れであり続けています。

台東区は、「ひと」も「まち」も輝くことで、世界中の人々を惹きつけ、ともに更なる活力と魅力を生み出す「世界に輝く ひと まち たいとう」の実現を目指します。

基本構想に掲げる将来像の実現を目指すため、本プランの基本理念を次のように定めます。

<台東区多文化共生推進プランの基本理念>

言語や文化、生活習慣などの違いを相互に理解・尊重し合い、誰もが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生」の地域社会の実現

「基本理念」に沿って3つの基本目標を設定し、施策を推進します

基本目標Ⅰ

外国人と日本人が共に安心して生活できる環境の整備

基本目標Ⅱ

多様性を尊重し、誰もが活躍できる地域づくり

基本目標Ⅲ

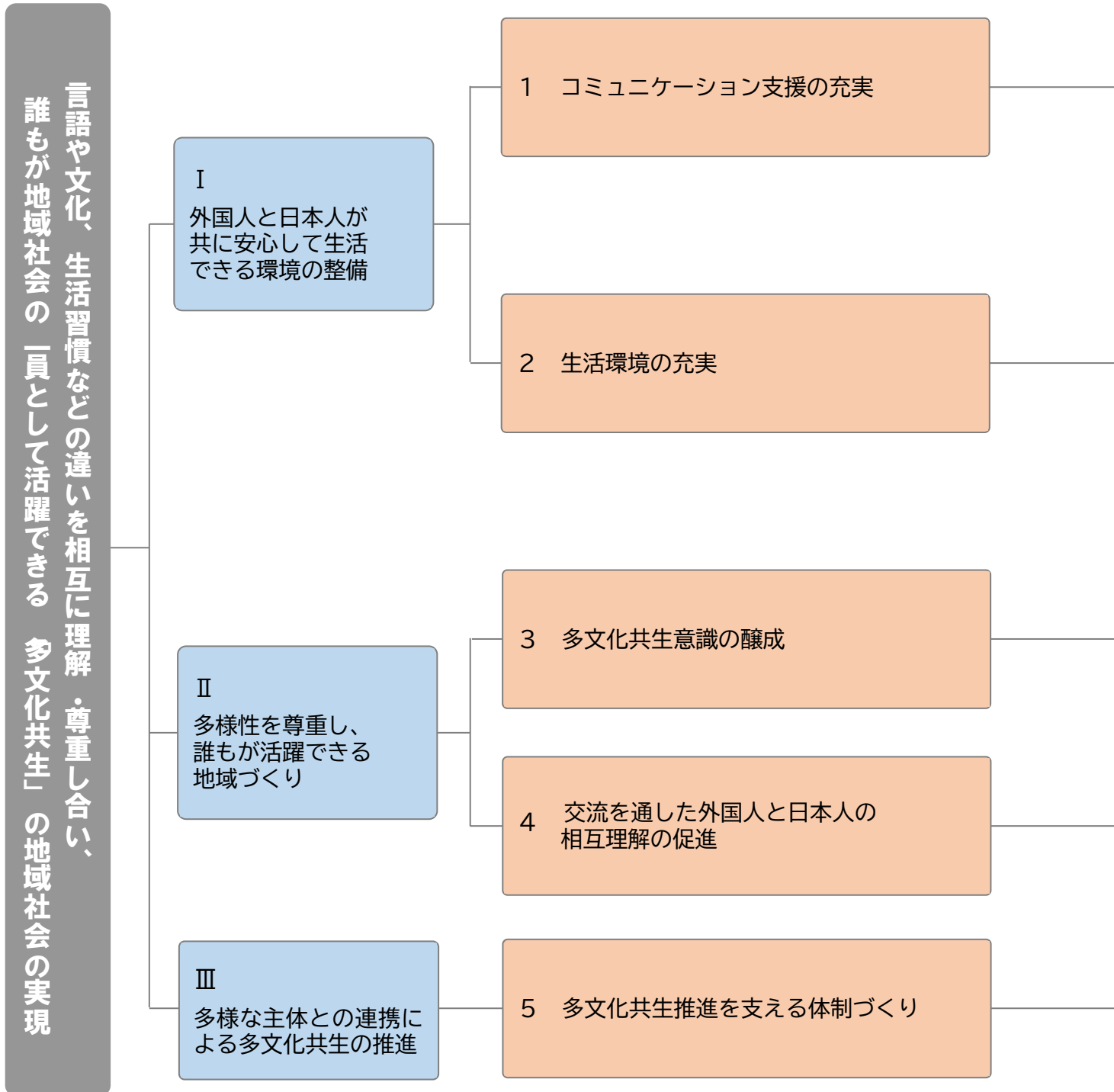
多様な主体との連携による多文化共生の推進

2 プランの体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策]



[取組の方向性]

- ① 日本語学習支援の充実
- ② 情報提供の多言語化
- ③ 相談体制の充実
- ④ 防災・危機管理の推進
- ⑤ 子育てや教育環境の充実
- ⑥ 日常生活における支援の充実
- ⑦ 外国人にも伝わりやすい「やさしい日本語」の普及・啓発
- ⑧ 多文化共生の意識啓発及び異なる文化に対する理解の推進
- ⑨ 地域で暮らす外国人と日本人の交流機会の創出
- ⑩ 多様性や経験を活かした地域人材の育成
- ⑪ 多様な主体との連携関係の構築
- ⑫ 多文化共生推進体制の整備

[関連するSDGsの項目]

The image displays a grid of 17 Sustainable Development Goals (SDGs) icons, each with its corresponding number and Japanese text. The icons are arranged in four groups, corresponding to the initiatives listed on the left. The first group (top) includes icons for 4 (Quality Education), 10 (Reduced Inequalities), 11 (Sustainable Cities and Communities), 16 (Peace, Justice and Strong Institutions), and 17 (Partnerships for Goal Achievement). The second group includes icons for 3 (Good Health and Well-being), 4 (Quality Education), 10 (Reduced Inequalities), 11 (Sustainable Cities and Communities), and 17 (Partnerships for Goal Achievement). The third group includes icons for 4 (Quality Education), 10 (Reduced Inequalities), 11 (Sustainable Cities and Communities), 16 (Peace, Justice and Strong Institutions), and 17 (Partnerships for Goal Achievement). The fourth group (bottom) includes icons for 11 (Sustainable Cities and Communities) and 17 (Partnerships for Goal Achievement).

3 / 計画事業

基本目標Ⅰ 外国人と日本人が共に安心して生活できる環境の整備

事業番号	計画事業	ページ
施策1 コミュニケーション支援の充実		
取組の方向性① 日本語学習支援の充実		
1	外国人のための日本語教室の開催	26
2	子供を対象とした日本語学習支援の実施【新規】	26
3	日本語学習支援ボランティア講座の実施	26
4	日本語学習支援ボランティア団体との連携・支援	26
5	オンラインで日本語の自主学習ができるウェブサイトやツールの情報提供	26
取組の方向性② 情報提供の多言語化		
6	生活便利帳の作成・配布	26
7	電子媒体の特性を活かした効果的な情報発信	27
8	多言語対応や「やさしい日本語」による情報発信の推進	27
9	多言語に対応したAIチャットボットの活用推進	27
10	窓口で転入手続きをした外国人への多言語による生活情報等の提供	27
11	外国人に対応した案内表示の設置	27
12	事業者等に対する外国人観光客おもてなし支援	27
13	多言語による情報発信の手引き作成【新規】	27

事業番号	計画事業	ページ
施策2 生活環境の充実		
取組の方向性③ 相談体制の充実		
14	外国人相談窓口の運営	31
15	ICT を活用した映像通訳、多言語翻訳機器等の活用	31
16	外国語対応協力職員制度の実施	31
17	職員を対象とした「やさしい日本語」研修の実施【新規】	31
取組の方向性④ 防災・危機管理の推進		
18	多言語による防災マップの作成・配布及び防災アプリによる災害情報の提供	31
19	外国人被災者への多様な情報伝達手段の活用	32
20	東京都防災（語学）ボランティアの活用	32
取組の方向性⑤ 子育てや教育環境の充実		
2	子供を対象とした日本語学習支援の実施【新規】【再掲】	32
21	日本語指導講師派遣	32
22	保護者面談通訳派遣	32
23	育児相談における通訳者の派遣	32
取組の方向性⑥ 日常生活における支援の充実		
8	多言語対応や「やさしい日本語」による情報発信の推進【再掲】	33
15	ICT を活用した映像通訳、多言語翻訳機器等の活用【再掲】	33
24	住宅確保に配慮を要する外国人の支援【新規】	33
25	マンションと地域の交流促進による多文化共生の推進【新規】	33
26	就労に関する情報提供	33
27	就学機会の確保	33
28	多言語対応可能な病院・薬局に関する情報提供	34
29	外国人への図書館サービスの提供	34

基本目標Ⅱ 多様性を尊重し、誰もが活躍できる地域づくり

事業番号	計画事業	ページ
施策3 多文化共生意識の醸成		
取組の方向性⑦ 外国人にも伝わりやすい「やさしい日本語」の普及・啓発		
8	多言語対応や「やさしい日本語」による情報発信の推進【再掲】	39
17	職員を対象とした「やさしい日本語」研修の実施【新規】【再掲】	39
30	「やさしい日本語」講座の実施	39
31	「地域で暮らす外国人とのコミュニケーションブック」の活用 の推進	39
取組の方向性⑧ 多文化共生の意識啓発及び異なる文化に対する理解の推進		
32	多様な食文化に対する理解の促進	40
33	英語教育の充実	40
34	国際理解重点教育の推進	40
35	人権問題に関する理解の促進及び男女平等参画の推進	40
36	「心のバリアフリー」の推進	40
37	多文化共生に関する取組の周知及びサービス活用の推進	40
38	日常生活のルールやマナーに関する多言語での意識啓発の推進	41
施策4 交流を通じた外国人と日本人の相互理解の促進		
取組の方向性⑨ 地域で暮らす外国人と日本人の交流機会の創出		
39	地域で暮らす外国人との交流事業の実施	44
40	多様な主体との協働の推進	44
41	地域活動への参加促進	44
取組の方向性⑩ 多様性や経験を活かした地域人材の育成		
3	日本語学習支援ボランティア講座の実施【再掲】	44
30	「やさしい日本語」講座の実施【再掲】	44
42	多文化共生推進サポーターの育成・登録【新規】	45

基本目標Ⅲ 多様な主体との連携による多文化共生の推進

事業番号	計画事業	ページ
施策5 多文化共生推進を支える体制づくり		
取組の方向性⑪ 多様な主体との連携関係の構築		
4	日本語学習支援ボランティア団体との連携・支援【再掲】	47
40	多様な主体との協働の推進【再掲】	47
43	多文化共生に関わる団体・個人との連携関係構築【新規】	47
取組の方向性⑫ 多文化共生推進体制の整備		
44	庁内推進体制の整備【新規】	47
45	多文化共生に関する意識調査の実施	47
46	多文化共生推進連絡協議会の開催【新規】	47

基本目標Ⅰ 外国人と日本人が共に安心して生活できる環境の整備**▶施策1 コミュニケーション支援の充実****(1) 現状と課題**

令和元（2019）年6月、「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行され、地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策の実施に努める（第3条）こととされました。地域に住む外国人の増加により日本語学習支援の必要性は今後ますます高まることが見込まれます。

令和2（2020）年度実施の「台東区多文化共生に関する意識調査」（以下、意識調査）の結果によると、区内在住の外国人の日本語習得度について、日常会話程度であればできると回答した方は、「聞く」「話す」ことに関しては80%以上、「読む」「書く」については70%前後と高い結果となっています。

日本語学習意欲については「積極的に学びたい」「機会があれば学びたい」との回答が80%を超えており、日本語学習に対する外国人のニーズは高い結果となっています。

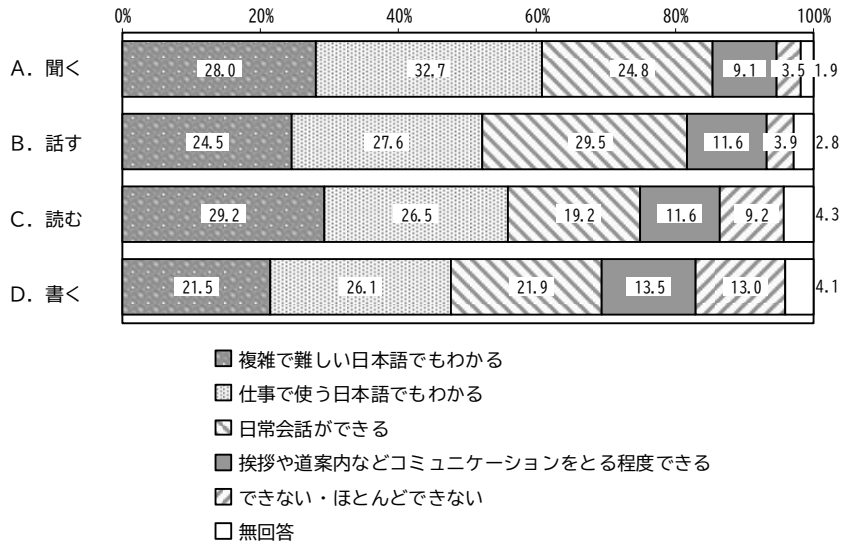
しかし、学齢期の外国人児童・生徒の学校外での日本語学習の機会や宿題等の家庭内学習の支援を得られる機会が区内において少ないことや、外国人人口の増加に対してボランティア活動を行う方の人数が増えていない等の課題があり、多様な年齢や職層の方が日本語習得の機会を得られるよう日本語学習支援の充実が必要となります。

また、外国人が地域の中で生活していくために必要な情報を速やかに取得して適切な行政サービスを楽しみ、日常生活に必要なルールや習慣を知ることで地域住民等とのトラブルが生じないように、日本語学習支援の充実とあわせて様々な情報の多言語化を進めていく必要があります。

さらに、多くの外国人が日本語の習得度について「日常会話ができる」以上の回答をしていることから「やさしい日本語」の活用も効果的であり、多言語化とあわせて活用を推進する必要があります。

日本語の習得度 (単一回答) (調査対象：外国人)

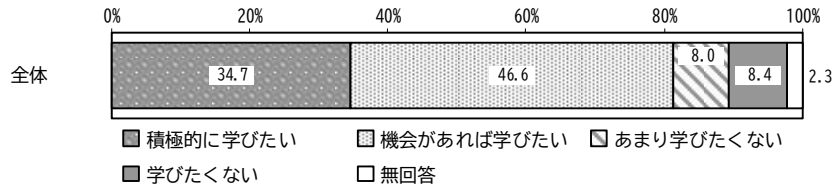
回答者数 = 1,219



(出典)「台東区多文化共生に関する意識調査」(令和3年1月)

日本語の学習意欲 (単一回答) (調査対象：外国人)

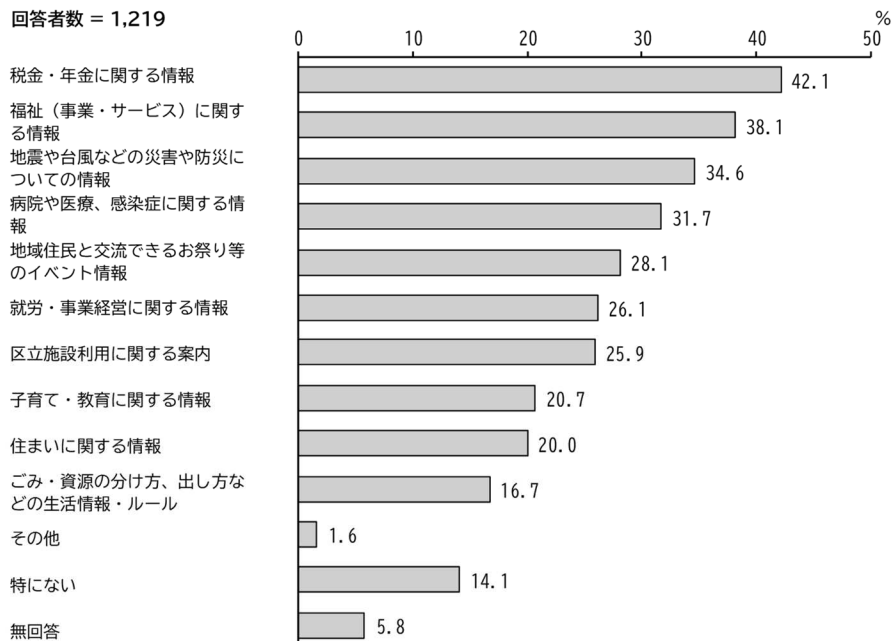
回答者数 = 1,219



(出典)「台東区多文化共生に関する意識調査」(令和3年1月)

生活していく上で必要な情報 (複数回答) (調査対象：外国人)

回答者数 = 1,219



(出典)「台東区多文化共生に関する意識調査」(令和3年1月)

(2) 取組の方向性

取組の方向性① 日本語学習支援の充実

外国人が日本社会を理解し、地域の中で生活しやすい環境を整えるため、日本語での意思疎通が十分ではない外国人を対象に日本語教室を開催し、日常生活に必要な日本語の習得を支援します。

また、学習支援を行うボランティア団体等とも連携・協力して活動をサポートすることで、学習できる時間が限られている方も学習できるよう、多様な日本語の学習機会を提供します。

取組の方向性② 情報提供の多言語化

日本語がわからなくても外国人が安心して生活し活動することができる環境を作るため、区が提供する資料や暮らしの中で必要となる様々な情報について、多言語化や「やさしい日本語」の活用を推進します。



外国人のための日本語教室(防災体験)

外国人のための日本語教室では、日本の文化体験や防災体験等をできる機会を設けており、日本語の学習以外にも、日本の文化や生活に必要な知識を学べるよう工夫しながら実施しています。

(3) 計画事業

取組の方向性① 日本語学習支援の充実

事業番号	1	計画事業	外国人のための日本語教室の開催
事業概要	日本語の理解が十分ではない外国人を対象に、初級レベルの日本語学習をはじめ他の受講者との交流や日本の生活習慣等を学ぶ機会を提供し、地域生活に必要な知識の習得を支援する日本語教室を開催します。		

【人権・多様性推進課】

事業番号	2	計画事業	子供を対象とした日本語学習支援の実施【新規】
事業概要	日本語の理解が十分ではない子供の日本語の上達及び学習促進を目的に、日本語の学習支援を行います。		

【人権・多様性推進課】【教育支援館】

事業番号	3	計画事業	日本語学習支援ボランティア講座の実施
事業概要	日本語学習支援ボランティア団体及び団体に活動する人材を育成するために、日本語学習支援ボランティアの養成講座及び既に活動されている方を対象としたスキルアップ講座を実施します。		

【人権・多様性推進課】

事業番号	4	計画事業	日本語学習支援ボランティア団体との連携・支援
事業概要	区に登録する日本語学習支援ボランティア団体の活動の機会や場所を確保する等の支援のほか、情報共有を行う等各団体との連携を促進します。		

【人権・多様性推進課】

事業番号	5	計画事業	オンラインで日本語の自主学習ができるウェブサイトやツールの情報提供
事業概要	時間や場所の制約を受けない学習機会を確保するために、オンラインで自主学習ができるウェブサイト等の情報提供を行う。		

【人権・多様性推進課】

取組の方向性② 情報提供の多言語化

事業番号	6	計画事業	生活便利帳の作成・配布
事業概要	日常生活を営む上で必要な行政情報や生活情報を冊子にまとめ、多言語で提供します。		

【人権・多様性推進課】

事業番号	7	計画事業	電子媒体の特性を活かした効果的な情報発信
事業概要	外国人を含む区民、観光客等台東区と関わりのある方に対し、区公式ホームページ、SNS、動画共有サイト及びメールマガジン等、各電子媒体の特性を踏まえた効果的な情報発信を行い、情報の共有化を図ります。		

【広報課】【人権・多様性推進課】【各課】

事業番号	8	計画事業	多言語対応や「やさしい日本語」による情報発信の推進
事業概要	生活に必要な行政情報や地域情報について、多言語や「やさしい日本語」による情報提供を推進します。		

【広報課】【人権・多様性推進課】【各課】

事業番号	9	計画事業	多言語に対応したAIチャットボットの活用推進
事業概要	税・保険や新型コロナウイルス感染症など、外国人が生活に必要な区政情報を容易に取得できるよう、多言語に対応したAIチャットボットの活用を推進します。		

【情報政策課】【広報課】【各課】

事業番号	10	計画事業	窓口で転入手続きをした外国人への多言語による生活情報等の提供
事業概要	窓口で転入手続きをした外国人に、生活便利帳等日常生活に必要な情報を多言語により配布します。		

【戸籍住民サービス課】

事業番号	11	計画事業	外国人に対応した案内表示の設置
事業概要	バリアフリー基本構想に基づき、区の施設等、公共公益的な施設について、外国人等多くの方に対応した案内表示を設置します。		

【都市計画課】【各課】

事業番号	12	計画事業	事業者等に対する外国人観光客おもてなし支援
事業概要	区内事業者に対して、外国語ホームページ開設経費や外国人に対する接遇力向上研修等の受講費を支援することで、日本語の理解が十分ではない外国人の利便性の向上を図ります。		

【産業振興課】

事業番号	13	計画事業	多言語による情報発信の手引き作成【新規】
事業概要	日本語の理解が十分ではない外国人に必要な情報をどのように届け、理解してもらうか等、情報発信の方法についての考え方を整理した「多言語による情報発信の手引き」を作成します。		

【企画課】【広報課】【人権・多様性推進課】

▶施策2 生活環境の充実

(1) 現状と課題

外国人の増加や国籍の多様化が進んでいます。また、新型コロナウイルス感染拡大による影響は長期にわたり、国内外の社会経済や外国との人の往来にも波及しています。

さらには、気候変動に伴う大型台風の増加や短時間強雨の頻発等気象災害が激甚化しており、首都中枢機能への影響が懸念される「首都直下地震」が今後30年以内に高い確率で発生することが予想されるなど、私たちの暮らしに大きな影響が生じることが懸念されます。

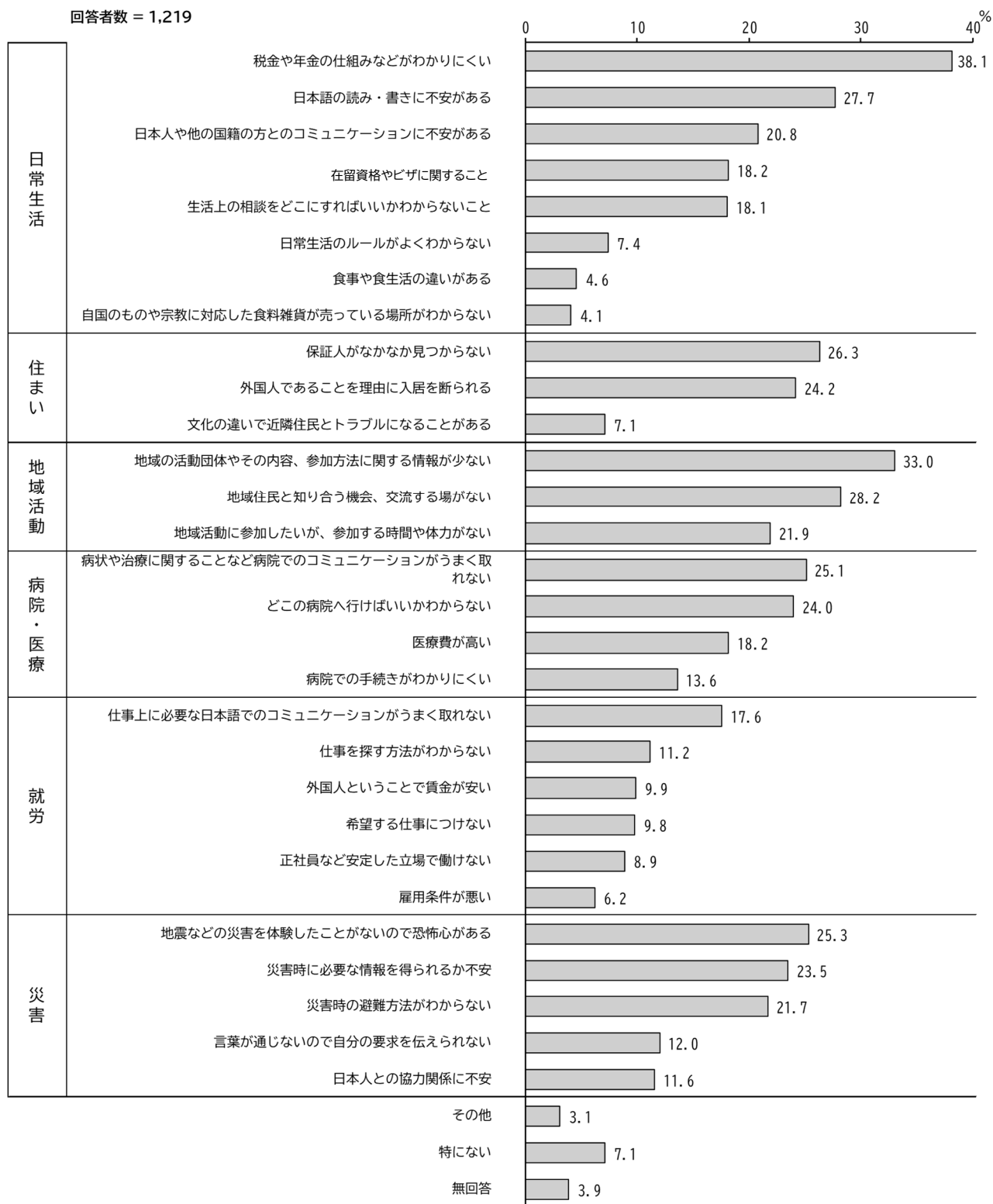
行政に求められるニーズは多様化・複雑化しており、感染症や災害時の対応の他にも教育や子育て、医療・福祉、就労、住居等日常生活における様々な課題への対応が求められています。

意識調査の結果では、区内在住の外国人が日常生活で困っていることについては、「税金や年金の仕組みがわかりにくい」の38.1%をはじめ「地域の活動団体やその内容、参加方法に関する情報が少ない」33.0%や「病状や治療に関すること等病院でのコミュニケーションがうまく取れない」25.1%等情報の取得やコミュニケーションをとることにおける不安について高い傾向にある結果となりました。

日本語の理解が十分ではない外国人が日常生活で生じる様々な問題について相談でき、問題を抱えて孤立することがないように、外国人が必要な情報を得られる環境を整備し、地域社会の構成員として日本人と同様に行政サービスを楽しむことができる環境を整備する必要があります。

日本での生活で、困っていることや心配なこと（複数回答）（調査対象：外国人）

回答者数 = 1,219



(出典)「台東区多文化共生に関する意識調査」(令和3年1月)

(2) 取組の方向性

取組の方向性③ 相談体制の充実

外国人が日常生活に関する課題を解決し、行政情報や生活情報を適切に得られるよう外国人相談を実施するとともに、外国人を含む区民が日常生活で生じる様々な問題について相談できる機会を提供します。

また、各窓口において職員が多様な国籍の外国人に対応できるよう、ICTを活用した映像通訳、多言語翻訳機器等を活用して多言語対応の体制を充実します。

取組の方向性④ 防災・危機管理の推進

地域防災計画に基づき、災害に対する知識や罹災の経験がない外国人が日本人と同様に情報を得られるよう、防災マップや防災アプリ等の多様な媒体を通して多言語での情報提供を行い、防災意識の向上を図ります。

取組の方向性⑤ 子育てや教育環境の充実

外国人が、必要とする子育てや教育に関するサービスを適切に利用できるよう、多言語対応や「やさしい日本語」の活用を推進します。

また、外国から新たに編入した幼児・児童・生徒が、学校園での基本的な生活が送れるよう日本語指導講師派遣を行い、日本語の上達及び学習促進を目的に子供を対象とした日本語学習の支援を行います。

取組の方向性⑥ 日常生活における支援の充実

外国人の健康や生活を守るため、外国人が必要とする医療や福祉、住宅や就業に関する情報を取得してサービスを適切に利用できるよう、多言語対応や「やさしい日本語」の活用を推進します。

(3) 計画事業

取組の方向性③ 相談体制の充実

事業番号	14	計画事業	外国人相談窓口の運営
事業概要	行政サービスや日常生活に関することについて、外国人相談窓口を設置し、運営することで、外国人の生活上の課題解決を図るとともに、適切な情報を得る機会を提供します。		

【くらしの相談課】

事業番号	15	計画事業	ICTを活用した映像通訳、多言語翻訳機器等の活用
事業概要	日本語の理解が十分ではない方が、窓口にて必要な情報を得て適切な行政サービスを受けることができるよう、クラウド型ビデオ通訳サービス及び多言語翻訳機器等を活用します。		

【人権・多様性推進課】【くらしの相談課】【各課】

事業番号	16	計画事業	外国語対応協力職員制度の実施
事業概要	語学力を有する職員を外国語対応協力職員として登録し、外国語対応の必要が生じたときに協力を依頼して対応を行うことで、職員個々の能力を活用しながら外国人への行政サービスの充実を図ります。		

【人事課】

事業番号	17	計画事業	職員を対象とした「やさしい日本語」研修の実施【新規】
事業概要	職員の多文化共生の意識啓発及び「やさしい日本語」の活用の推進を目的に「やさしい日本語」研修を実施します。		

【人事課】【人権・多様性推進課】

取組の方向性④ 防災・危機管理の推進

事業番号	18	計画事業	多言語による防災マップの作成・配布及び防災アプリによる災害情報の提供
事業概要	災害時に外国人が適切に身の安全を確保できるよう、各種防災マップ等を多言語で作成・配布し、防災意識の向上を図ります。 また、多言語に対応している防災アプリにて災害情報を提供します。		

【危機・災害対策課】

事業番号	19	計画事業	外国人被災者への多様な情報伝達手段の活用
事業概要	誘導の案内や情報提供等については、外国人でもわかりやすいピクトグラムやコミュニケーションボードの活用、多言語の誘導案内板による対応の推進等、情報伝達手段の充実に努めます。		

【危機・災害対策課】

事業番号	20	計画事業	東京都防災（語学）ボランティアの活用
事業概要	災害時に外国人に正確な情報を提供し、意思疎通が円滑にできるよう、東京都と連携し語学ボランティアの活用を行います。		

【危機・災害対策課】【人権・多様性推進課】

取組の方向性⑤ 子育てや教育環境の充実

事業番号	2	計画事業	子供を対象とした日本語学習支援の実施【新規】【再掲】
事業概要	日本語の理解が十分ではない子供の日本語の上達及び学習促進を目的に、日本語の学習支援を行います。		

【人権・多様性推進課】【教育支援館】

事業番号	21	計画事業	日本語指導講師派遣
事業概要	外国から新たに編入し、日本語の理解が十分ではない幼児・児童・生徒を対象に、学校園での生活を送るうえで基礎的かつ最低限必要な日本語を身に付けるための緊急対応として、専門の講師を派遣し指導を行います。		

【教育支援館】

事業番号	22	計画事業	保護者面談通訳派遣
事業概要	日本語の理解が十分ではない幼児・児童・生徒や保護者に対し、区立学校園での保護者面談、教育相談室が行う教育相談業務、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問等に通訳者を派遣します。		

【教育支援館】

事業番号	23	計画事業	育児相談における通訳者の派遣
事業概要	育児に関する不安の軽減や保護者の孤立を防止するとともに、支援が必要な家庭の早期発見・早期介入につなげ、乳幼児のすこやかな育成を図るために、外国人親子を対象に通訳派遣を行います。		

【保健サービス課】

取組の方向性⑥ 日常生活における支援の充実

事業番号	8	計画事業	多言語対応や「やさしい日本語」による情報発信の推進【再掲】
事業概要	生活に必要な行政情報や地域情報について、多言語や「やさしい日本語」による情報提供を推進します。		

【広報課】【人権・多様性推進課】【各課】

事業番号	15	計画事業	ICTを活用した映像通訳、多言語翻訳機器等の活用【再掲】
事業概要	日本語の理解が十分ではない方が、窓口にて必要な情報を得て適切な行政サービスを受けることができるよう、クラウド型ビデオ通訳サービス及び多言語翻訳機器等を活用します。		

【人権・多様性推進課】【くらしの相談課】【各課】

事業番号	24	計画事業	住宅確保に配慮を要する外国人の支援【新規】
事業概要	住宅の確保に配慮が必要な外国人に対し、区内の不動産関係団体と協力して住宅探しの相談を行い、賃貸住宅への円滑な入居を支援します。		

【住宅課】

事業番号	25	計画事業	マンションと地域の交流促進による多文化共生の推進【新規】
事業概要	マンション管理組合の理事長等連絡会、セミナー、相談会の機会を捉えて外国人支援や多文化共生に関する情報提供を行い、多文化共生の推進を図ります。		

【人権・多様性推進課】【住宅課】

事業番号	26	計画事業	就労に関する情報提供
事業概要	外国人が多言語で労働や求職に関する相談を行うことができる東京都労働相談情報センターや東京外国人雇用サービスセンターの情報提供を行います。		

【産業振興課】

事業番号	27	計画事業	就学機会の確保
事業概要	区内に在住する学齢の外国人の子供に対して、関係機関と連携しながら就学機会の提供、就学の促進及び就学状況の適切な把握を行うことで、就学の機会を確保します。		

【学務課】

事業番号	28	計画事業	多言語対応可能な病院・薬局に関する情報提供
事業概要	医療・介護情報検索システムにて多言語対応可能な病院・薬局に関する情報提供を行うとともに、多言語にて対応可能である「東京都医療機関・薬局案内サービス（ひまわり）」の周知を行います。		

【健康課】

事業番号	29	計画事業	外国人への図書館サービスの提供
事業概要	外国人の図書館利用を推進し日本の文化や情報を知る機会の充実を図るため、「やさしい日本語」版の図書館利用案内を作成するとともに、外国語の資料や外国人のためのパンフレット類をそろえた「多文化資料コーナー」を設置します。		

【中央図書館】

「東京都医療機関・薬局案内サービス(ひまわり)」

都内の医療機関と薬局の情報を多言語で提供するシステムです。

病院の場所、電話番号、診察時間、診療内容を調べられます。

【電話】

言語：英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語

時間：9:00～20:00

☎03-5285-8181

●ホームページ

<https://www.himawari.metro.tokyo.jp/>



▶評価指標

評価指標	現状 (令和3年度末)	計画目標 (令和8年度末)	根拠となる データ
「日本語学習支援」に対する満足度 (「満足」「どちらかといえば満足」と回答 する割合)	52.4% (令和2年度)	60%	台東区多文化 共生に関する 意識調査
「生活情報の発信・多言語対応」に 対する満足度 (「満足」「どちらかといえば満足」と回答 する割合)	61.0% (令和2年度)	70%	台東区多文化 共生に関する 意識調査

基本目標Ⅱ 多様性を尊重し、誰もが活躍できる地域づくり

▶施策3 多文化共生意識の醸成

(1) 現状と課題

日本人への意識調査の結果では、「やさしい日本語」という言葉を「知っていて、使ったことがある」と回答した方は6.1%となっており、台東区においては現状「やさしい日本語」が一般的に普及しているとは言い難い結果となっています。

一方、外国人への意識調査の結果では、日本語を「わかる」と回答した方は83.9%となっており、外国人にもわかりやすい「やさしい日本語」を活用すれば多くの外国人は日本語を理解できることがわかりました。

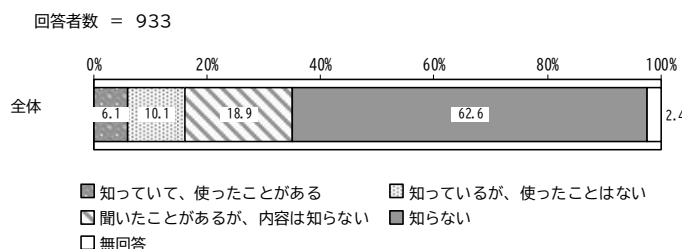
このことから、日本人と外国人相互のコミュニケーションの推進を図るためには「やさしい日本語」の活用の推進が効果的であり、今後一層の普及・啓発が必要となります。

また、「日本での生活で、外国人が困っていることや心配なこと」に関する日本人と外国人の調査結果比較では、日本人は「日常生活のルールに関すること」について外国人が困っていると考えているが、外国人は日常生活のルールに困っていないという結果となる等日本人と外国人の日常生活に関する意識に違いが見られました。

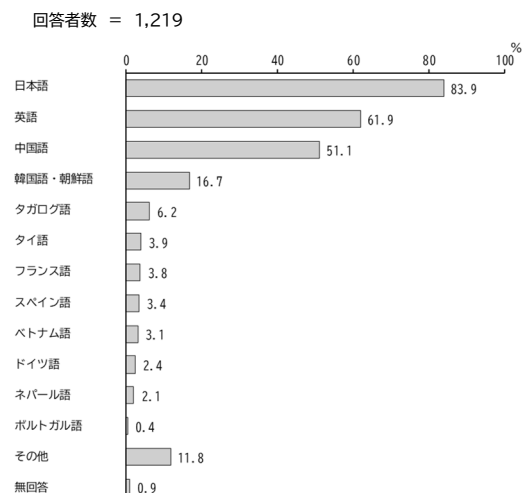
「日常生活のルールに関すること」については、日本人への調査結果において、「地域に暮らす外国人との関係で困った経験」や「住民相互の理解のために、外国人に求めること」の回答においても最も高い結果となっています。

日本人と外国人が互いに尊重し合い、地域社会の一員として共に生きていく「多文化共生」の地域社会を実現するためには、地域生活に必要なことに対する認識の相違について相互に理解し、日本人に対して異文化理解や共生意識の醸成を図ることとあわせて、外国人に対してもルールや習慣、マナーを周知し、地域の中で生活するという共生意識の啓発が必要です。

「やさしい日本語」の認知度（単一回答）
（調査対象：日本人）



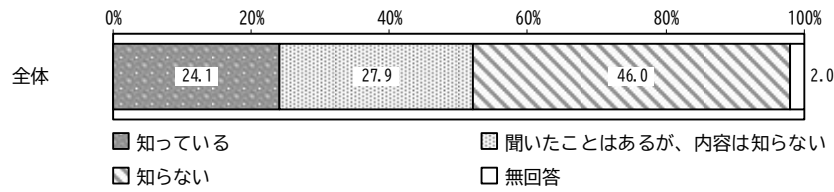
わかる言語（複数回答）（調査対象：外国人）



（出典）「台東区多文化共生に関する意識調査」（令和3年1月）

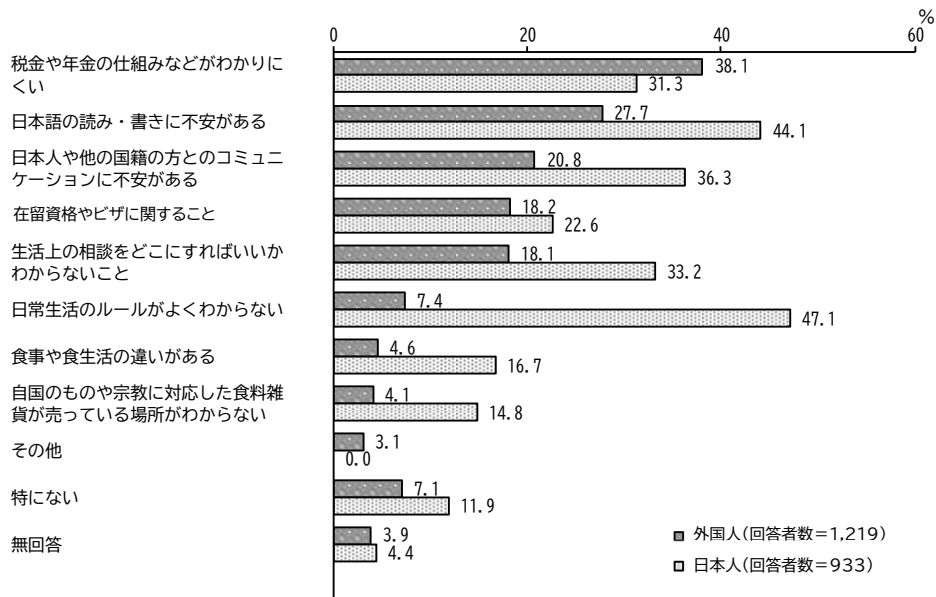
「多文化共生社会」という言葉の認知度（単一回答）（調査対象：日本人）

回答者数 = 933



（出典）「台東区多文化共生に関する意識調査」（令和3年1月）

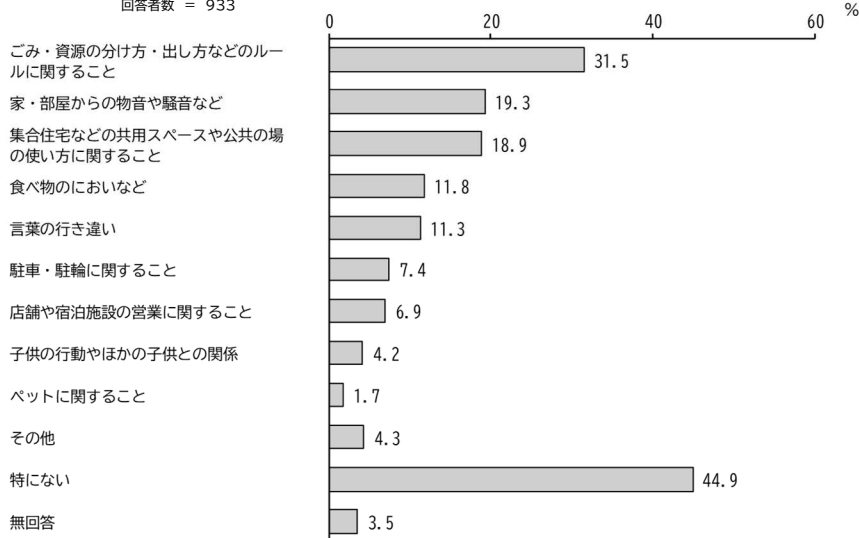
日本での生活で、外国人が困っていることや心配なこと（日本人と外国人の回答比較）



（出典）「台東区多文化共生に関する意識調査」（令和3年1月）

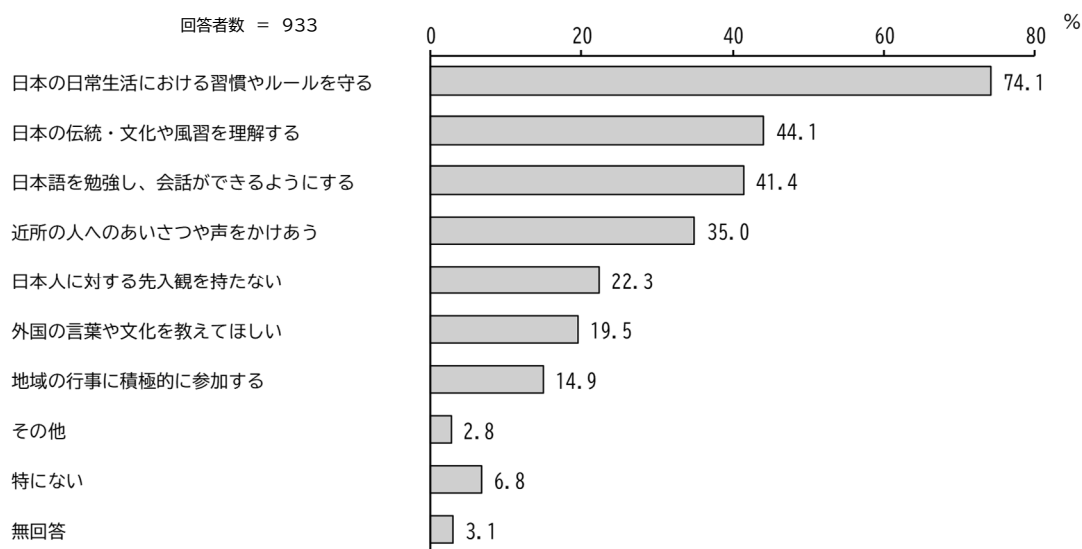
地域に暮らす外国人との関係で困った経験（複数回答）（調査対象：日本人）

回答者数 = 933



（出典）「台東区多文化共生に関する意識調査」（令和3年1月）

住民相互の理解のために、外国人に求めること（複数回答）（調査対象：日本人）



（出典）「台東区多文化共生に関する意識調査」（令和3年1月）

やさしい日本語とは？

「やさしい日本語」とは、長い文章を短くしたり、簡単な言葉に言い換える等、いろいろな工夫をすることで、外国人にもわかりやすくしたりした日本語のことです。

「やさしい日本語」が誕生したきっかけは、平成7（1995）年1月の阪神・淡路大震災で、言葉の問題で必要な情報を十分に理解することができずに被害を受けた外国人も多くいたことから、誰もが必要な情報を理解するためにはどうしたらよいかを研究し、考えられて誕生しました。

(2) 取組の方向性

取組の方向性⑦ 外国人にも伝わりやすい「やさしい日本語」の普及・啓発

外国人が必要な情報を取得できる環境を充実させるとともに、地域の中での日本人と外国人のコミュニケーションや交流の促進を図るため、外国人と日本語でコミュニケーションをとるための「やさしい日本語」の普及・啓発を推進します。

取組の方向性⑧ 多文化共生の意識啓発及び異なる文化に対する理解の推進

地域社会やコミュニティを活性化し、多様性と包摂性のある社会を実現するために、様々な文化や言語、人権や多様性に関する理解の推進を図ります。

(3) 計画事業

取組の方向性⑦ 外国人にも伝わりやすい「やさしい日本語」の普及・啓発

事業番号	8	計画事業	多言語対応や「やさしい日本語」による情報発信の推進 【再掲】
事業概要	生活に必要な行政情報や地域情報について、多言語や「やさしい日本語」による情報提供を推進します。		

【広報課】【人権・多様性推進課】【各課】

事業番号	17	計画事業	職員を対象とした「やさしい日本語」研修の実施【新規】 【再掲】
事業概要	職員の多文化共生の意識啓発及び「やさしい日本語」の活用の推進を目的に「やさしい日本語」研修を実施します。		

【人事課】【人権・多様性推進課】

事業番号	30	計画事業	「やさしい日本語」講座の実施
事業概要	外国人と日本語でコミュニケーションをとるための「やさしい日本語」講座を実施し外国人とのコミュニケーションや交流の促進を図るとともに、異なる文化に対する理解や共生についての意識の醸成を図ります。		

【人権・多様性推進課】

事業番号	31	計画事業	「地域で暮らす外国人とのコミュニケーションブック」の活用の推進
事業概要	「やさしい日本語」の普及・啓発を目的に、外国人とコミュニケーションをとるための「やさしい日本語」の使い方等を掲載した冊子「地域で暮らす外国人とのコミュニケーションブック」の活用を推進します。		

【人権・多様性推進課】【区民課】【各課】

取組の方向性⑧ 多文化共生の意識啓発及び異なる文化に対する理解の推進

事業番号	32	計画事業	多様な食文化に対する理解の促進
事業概要	飲食関係事業者等を対象に食の多様性に関する講習会を実施する等、多様な食文化への理解を促進します。		

【観光課】

事業番号	33	計画事業	英語教育の充実
事業概要	区立小・中学校に外国人指導助手を派遣し、ネイティブの英語に触れあう機会を設けることで、児童生徒の英語活用能力と国際感覚を養っていきます。		

【指導課】

事業番号	34	計画事業	国際理解重点教育の推進
事業概要	区立中学校の代表生徒を海外に短期留学派遣させ、現地校における授業体験、現地の生徒やその家族と生活・学習等の相互交流を通して、国際理解教育を推進します。		

【指導課】

事業番号	35	計画事業	人権問題に関する理解の促進及び男女平等参画の推進
事業概要	国籍や性別、年齢、障害の有無等に関わらず、個人として尊重され、多様な生き方が選択できるよう、講座等を通して人権問題に関する理解の促進及び男女平等参画の推進を図ります。		

【人権・多様性推進課】

事業番号	36	計画事業	「心のバリアフリー」の推進
事業概要	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深め、支え合えるよう「心のバリアフリー」を推進します。		

【福祉課】【障害福祉課】

事業番号	37	計画事業	多文化共生に関する取組の周知及びサービス活用の推進
事業概要	多文化共生に関する取組を日本人と外国人双方に知ってもらい、サービスの活用につなげることで日常生活における様々な課題の解決につなげるとともに、多文化共生の意識啓発を図ります。		

【人権・多様性推進課】

事業番号	38	計画事業	日常生活のルールやマナーに関する多言語での意識啓発の推進
事業概要	<p>ゴミの出し方や交通ルール等日常生活のルールやマナーについて外国人が学べるよう、多言語情報紙やパンフレット、動画等多様な媒体を通して多言語で情報提供し、多文化共生に関わる団体等と連携して意識啓発を図ります。</p>		

【人権・多様性推進課】

▶施策4 交流を通じた外国人と日本人の相互理解の促進

(1) 現状と課題

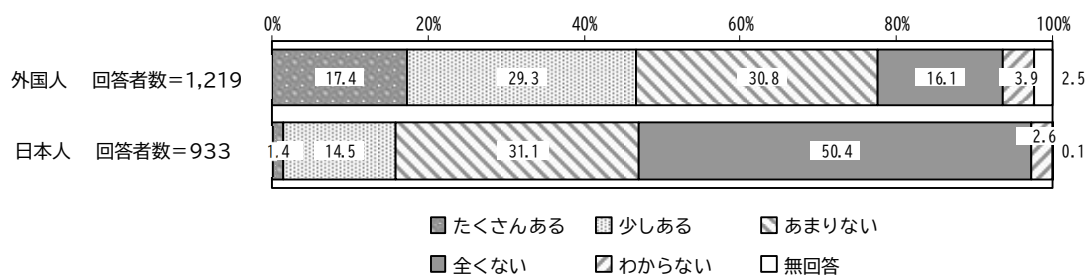
意識調査の結果によると、地域の中で日本人と外国人が交流する機会についての日本人と外国人の回答の比較では、日本人の方がより交流する機会が少ないと感じており、認識に違いがあることがわかりました。

また、外国人の地域活動への参加状況については「参加していない」との回答が最多となっており、地域活動等に参加している外国人は少ない状況となっています。

「多文化共生」の地域社会を実現するためには、地域の中での交流を通してコミュニケーションを促進し、文化の違いや生活習慣の違いを相互に理解することで共生意識を醸成することが重要です。

そのためには、今後も増加が見込まれる外国人を地域活性化のための新たな担い手として地域全体で認識し、地域社会の構成員として地域活動への参加を促し、交流の機会を増やしていく必要があります。

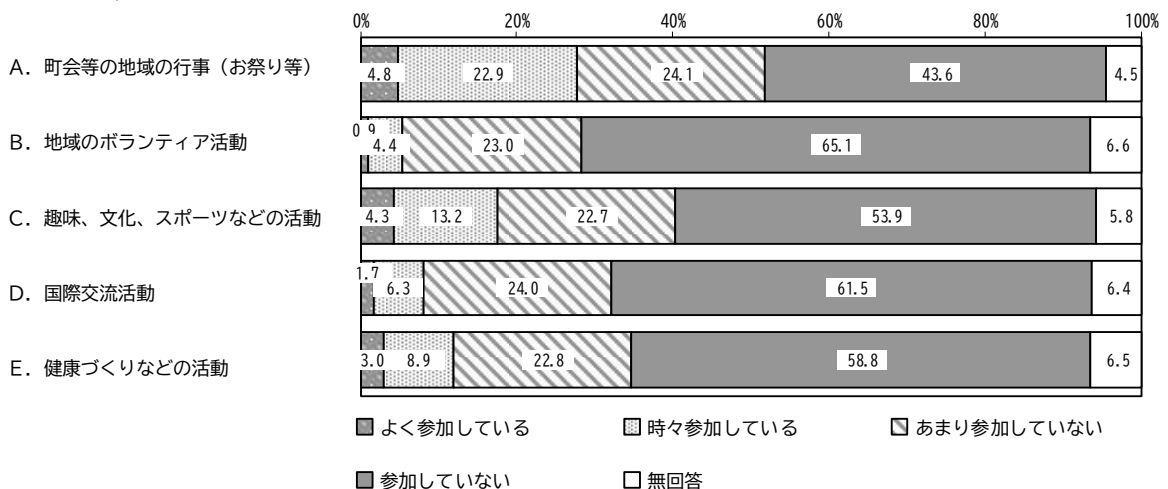
地域に暮らす外国人と日本人が交流する機会（単一回答）（日本人と外国人の回答比較）



(出典)「台東区多文化共生に関する意識調査」(令和3年1月)

地域活動への参加状況（単一回答）（調査対象：外国人）

回答者数 = 1,219



(出典)「台東区多文化共生に関する意識調査」(令和3年1月)

(2) 取組の方向性

取組の方向性⑨ 地域で暮らす外国人と日本人の交流機会の創出

外国人と日本人がともに地域の中で暮らしていくために、多文化共生に関わる多様な団体・個人と連携・協働して交流機会や交流の場を提供し、実際にコミュニケーションをとることで相互理解を促進します。

取組の方向性⑩ 多様性や経験を活かした地域人材の育成

「やさしい日本語」講座や日本語学習支援ボランティアの養成講座等の実施により、多文化共生推進の担い手となる人材を育成し、能力や個性を活かして交流促進や情報発信、日本語学習支援等様々な場面で活躍できる環境を整備します。

平成 30 年度協働事業提案制度採択事業

「グローバルシネマ大作戦！～世界 90 か国の人たちが住む僕たちのまち台東区～」



小・中学生が多文化共生をテーマにしたドキュメンタリー映像作品を作成しました。

①ジェイシー・クリシュナ
～空手につながる物語～



③Traditional 台東
～祭りにつながるみんなの町～



②魔法のスパイス
～みんなが仲良くなるために～



④グローバルシネマができるまで
(メイキング映像)



(3) 計画事業

取組の方向性⑨ 地域で暮らす外国人と日本人の交流機会の創出

事業番号	39	計画事業	地域で暮らす外国人との交流事業の実施
事業概要	地域の外国人と日本人が互いの理解を深めるための交流事業を実施し、多文化共生の推進を図ります。		

【人権・多様性推進課】

事業番号	40	計画事業	多様な主体との協働の推進
事業概要	外国人と日本人の地域の中での交流促進や地域活動への参加促進等、多文化共生に関する地域課題の解決に向けて多様な団体・個人との協働を推進します。また、中間支援組織を通じて、地域活動に関する一般・専門相談の実施や団体の情報発信等活動のサポートを実施します。		

【人権・多様性推進課】【区民課】

事業番号	41	計画事業	地域活動への参加促進
事業概要	「やさしい日本語」の活用や交流を通して外国人も地域活動に参加しやすい環境を整備し、町会活動や地域の防災訓練、ボランティア活動等の地域活動への参加を促進します。		

【人権・多様性推進課】【区民課】

取組の方向性⑩ 多様性や経験を活かした地域人材の育成

事業番号	3	計画事業	日本語学習支援ボランティア講座の実施【再掲】
事業概要	日本語学習支援ボランティア団体及び団体に活動する人材を育成するために、日本語学習支援ボランティアの養成講座及び既に活動されている方を対象としたスキルアップ講座を実施します。		

【人権・多様性推進課】

事業番号	30	計画事業	「やさしい日本語」講座の実施【再掲】
事業概要	外国人と日本語でコミュニケーションをとるための「やさしい日本語」講座を実施し外国人とのコミュニケーションや交流の促進を図るとともに、異なる文化に対する理解や共生についての意識の醸成を図ります。		

【人権・多様性推進課】

事業番号	42	計画事業	多文化共生推進サポーターの育成・登録【新規】
事業概要	地域における多文化共生推進の担い手となる多文化共生推進サポーターを育成・登録し、多文化共生に関する事業や交流活動、情報発信等様々な場面で活躍する人材を育成します。		

【人権・多様性推進課】

▶評価指標

評価指標		現状 (令和3年度末)	計画目標 (令和8年度末)	根拠となる データ
「多文化共生に関する意識啓発」に対する満足度 (「満足」「どちらかといえば満足」と回答する割合)		44.7% (令和2年度)	60%	台東区多文化共生に関する意識調査
日本人と外国人が相互に交流する機会があると回答する割合 (「たくさんある」「少しある」と回答する割合)	外国人	46.7% (令和2年度)	60%	台東区多文化共生に関する意識調査
	日本人	15.9% (令和2年度)	30%	



地域で暮らす外国人との交流事業 (おやつで世界を旅しよう)

地域で暮らしている外国人と日本人が交流するきっかけの場として実施しています。

毎回様々なテーマに沿って遊んだり、話したりして交流を深めています。

基本目標Ⅲ 多様な主体との連携による多文化共生の推進

▶施策5 多文化共生推進を支える体制づくり

(1) 現状と課題

多文化共生の推進に向けた取組は多岐にわたることから、行政や地域の関係団体、区民一人ひとりが「多文化共生」の地域社会の実現に向けた共通の認識を持ち、連携・協働のもと、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。

そのためには、地域の外国人コミュニティやキーパーソンとなるような人物、多文化共生に関する活動を行う団体や個人と情報共有を行い、相互に連携・協力できるよう連携関係を構築する必要があります。

また、外国人を対象とした行政の取組は多くの部署にわたることから、各分野の横断的な連携体制の構築に向けて多文化共生に関する情報を共有し、庁内の推進体制の強化に取り組むことが必要です。

(2) 取組の方向性

■取組の方向性① 多様な主体との連携関係の構築■

地域の外国人コミュニティや自助組織、コミュニティのキーパーソンとなるような人物を把握し、情報共有を行うとともに、多文化共生に関わる団体や個人と相互に協力できるよう連携関係を構築します。

■取組の方向性② 多文化共生推進体制の整備■

今後、大きな変動が予想されている外国人を取り巻く状況について情報共有を行い、多様なニーズに適切に対応できるよう多文化共生推進連絡協議会を開催します。

また、多文化共生に関する意識調査を実施して区内在住の外国人の実態及びニーズを把握し、本プランへの反映を通して多文化共生の推進を図ります。

(3) 計画事業

取組の方向性① 多様な主体との連携関係の構築

事業番号	4	計画事業	日本語学習支援ボランティア団体との連携・支援【再掲】
事業概要	区に登録する日本語学習支援ボランティア団体の活動の機会や場所を確保する等の支援のほか、情報共有を行う等各団体との連携を促進します。 【人権・多様性推進課】		

事業番号	40	計画事業	多様な主体との協働の推進【再掲】
事業概要	外国人と日本人の地域の中での交流促進や地域活動への参加促進等、多文化共生に関する地域課題の解決に向けて多様な団体・個人との協働を推進します。また、中間支援組織を通じて、地域活動に関する一般・専門相談の実施や団体の情報発信等活動のサポートを実施します。 【人権・多様性推進課】【区民課】		

事業番号	43	計画事業	多文化共生に関わる団体・個人との連携関係構築【新規】
事業概要	NPO等の団体や外国人コミュニティ、コミュニティのキーパーソンの把握に努め、情報共有を行う等の連携関係を構築します。 【人権・多様性推進課】		

取組の方向性② 多文化共生推進体制の整備

事業番号	44	計画事業	庁内推進体制の整備【新規】
事業概要	計画事業を確実に推進していくための組織体制を整備し、各所管と情報共有を行いながら横断的に多文化共生の取組を推進します。 【企画課】【人権・多様性推進課】【各課】		

事業番号	45	計画事業	多文化共生に関する意識調査の実施
事業概要	多文化共生に関する実態や課題、ニーズについて把握しプランに反映させるため、区内在住の日本人及び外国人を対象に意識調査を行います。 【人権・多様性推進課】		

事業番号	46	計画事業	多文化共生推進連絡協議会の開催【新規】
事業概要	社会情勢の変化に対応し、地域の実情に応じた施策を実施できるよう学識経験者や区内在住の日本人及び外国人等で構成する「多文化共生推進連絡協議会」を開催し、多文化共生の取組を推進します。 【人権・多様性推進課】		

▶評価指標

評価指標	現状 (令和3年度末)	計画目標 (令和8年度末)	根拠となる データ
台東区は暮らしやすいと回答する 外国人の割合 (「とても暮らしやすい」「暮らしやすい」 と回答する割合)	86.1% (令和2年度)	90%	台東区多文化共 生に関する意識 調査



資料編

1 台東区多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 台東区（以下「区」という。）が、言語や文化、生活習慣の違いを相互に理解・尊重し合い、誰もが地域社会の構成員として活躍できる「多文化共生の地域社会」の実現に向けた多文化共生推進プラン（以下「多文化共生推進プラン」という。）を策定するため、台東区多文化共生推進プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 多文化共生推進プラン策定に関すること。
- (2) その他区の多文化共生の推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、委員11名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する者及び別表に定める職にある者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 多文化共生に関わる活動を行う団体の代表
- (3) 町会役員
- (4) 外国籍を有する区民
- (5) 日本国籍を有する区民
- (6) 区内に所在する日本語学校の代表

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、前条各号に掲げる委員の中から、互選によって選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(書面等による会議)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、緊急の必要性があり、委員会を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない事由がある場合は、会議の招集に代えて、委員に対する書面の回付その他委員長が指定する方法により会議を行うことができる。

(任 期)

第7条 委員の任期は、多文化共生推進プランの策定が完了するときまでとする。

(会議及び会議録等の公開)

第8条 委員会の会議並びに会議録及び会議に係る資料(以下これらを「会議録等」という。)は、公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

- 2 委員長は、委員会の会議又は会議録等の公開にあたり、必要な条件を付すことができる。

(庶 務)

第9条 委員会の庶務は、区民部区民課において処理する。

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会の招集は区民部長が行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、最初の委員会の招集に関し、区民部長は、緊急の必要性があり、委員会を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない事由がある場合は、会議の招集に代えて、委員に対する書面の回付その他区民部長が指定する方法により会議を行うことができる。

別表（第3条関係）

企画財政部長
区民部長
教育委員会事務局次長

2 / 台東区多文化共生推進プラン策定委員会委員名簿

役職	氏名	備考
委員長	渡戸 一郎	明星大学名誉教授
副委員長	栢木 典子	NPO 法人 多文化共生センター東京 代表
委員	大澤 健次郎	鳥越二丁目町会長
委員	中田 秀弘	上野小地区コミュニティ委員会運営 委員長、民生委員
委員	谷口 真理	インターカルト日本語学校
委員	山藤 弘子	日本語講師
委員	徐 江紅	外国籍住民
委員	Monika Gandhi	外国籍住民
委員	酒井 まり	企画財政部長
委員	箱崎 正夫	区民部長
委員	梶 靖彦	教育委員会事務局次長

3 台東区多文化共生推進プラン庁内検討会設置要綱

(設 置)

第1条 台東区における多文化共生施策の効果的な推進に関し、必要な調査、研究及び検討に係る情報交換を行うため、台東区多文化共生推進プラン庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 多文化共生の推進に関すること。
- (2) 多文化共生についての庁内連絡調整に関すること。
- (3) 多文化共生についての情報交換に関すること。
- (4) その他多文化共生の推進に関すること。

(構 成)

第3条 検討会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、区民課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に定める職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する者がその職務を代理する。

(招 集)

第5条 検討会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて検討会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 委員長は、検討会の下部組織として、作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が必要と認める事項について調査検討し、検討会に報告する。
- 3 部会は、委員長が主宰し、別表2に定める職にある者をもって構成する。
- 4 委員長は、必要に応じて部会に部会員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、区民部区民課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

別表1 (第3条関係)

企画課長
財政課長
広報課長
危機・災害対策課長
くらしの相談課長
戸籍住民サービス課長
子育て・若者支援課長
産業振興課長
福祉課長
健康課長
保健サービス課長
計画調整課長
住宅課長
学務課長
教育支援館長

別表2（第6条関係）

企画課 企画担当係長
財政課 財政担当係長
広報課 広報担当係長
危機・災害対策課 危機・災害対策担当係長
区民課 協働・多文化共生係長
くらしの相談課 くらしの相談担当係長
戸籍住民サービス課 戸籍住民サービス担当係長
子育て・若者支援課 庶務担当係長
産業振興課 庶務担当係長
福祉課 庶務担当係長
健康課 庶務担当係長
保健サービス課 健康推進担当係長
計画調整課 計画調整担当係長
住宅課 庶務担当係長
学務課 学事係長
教育支援館 教育支援担当係長

4 / 台東区多文化共生推進プラン庁内検討会委員名簿

役 職	氏 名	所 属
委員長	川島 俊二	区民課長
委員	越智 浩史	企画課長
委員	関井 隆人	財政課長
委員	川口 卓志	広報課長
委員	飯田 辰徳	危機・災害対策課長
委員	箱崎 正夫	くらしの相談課長
委員	植野 譲	戸籍住民サービス課長
委員	飯野 秀則	子育て・若者支援課長
委員	浦里 健太郎	産業振興課長
委員	上野 守代	福祉課長
委員	山本 光洋	健康課長
委員	水田 渉子	保健サービス課長
委員	寺田 茂	計画調整課長
委員	清水 良登	住宅課長
委員	福田 兼一	学務課長
委員	工藤 哲士	教育支援館長

5 策定経過

(1) 台東区多文化共生に関する意識調査

①調査対象

	外国人意識調査	日本人意識調査
調査対象	18歳以上の区内在住の外国人 5,000人	18歳以上の区内在住の日本人 2,000人
調査方法等	○抽出方法:無作為抽出 ○調査方法:郵送配布－郵送回収 またはウェブ回答 ※やさしい日本語版と対象者の国籍に 合わせた翻訳版の調査票を同封	○抽出方法:無作為抽出 ○調査方法:郵送配布－郵送回収 またはウェブ回答
言語	英語、中国語(簡体字・繁体字)、 韓国語、ベトナム語、タガログ語、 タイ語、やさしい日本語	日本語
調査期間	令和2年8月28日～9月10日	令和2年8月28日～9月10日

②回収結果

	外国人意識調査	日本人意識調査
発送数	5,000	2,000
郵便物 未着数	274	14
調査対象数	4,726	1,986
有効回答数	1,219	933
有効回答率	25.8%	47.0%

(2) 台東区多文化共生推進プラン策定委員会

回	日時	内容
第1回	令和3年5月28日 (書面開催)	・多文化共生に関する意識調査結果について ・台東区の現状について ・基本理念と現状・課題について
第2回	令和3年7月29日	・施策体系と計画事業について①
第3回	令和3年8月23日	・施策体系と計画事業について② ・骨子案について
第4回	令和3年11月5日	・台東区多文化共生推進プラン中間のまとめ(案)について
第5回	令和4年1月17日	・台東区多文化共生推進プラン(案)について

(3) 台東区多文化共生推進プラン庁内検討会

回	日時	内容
第1回	令和3年4月15日	・多文化共生に関する意識調査結果について ・台東区の現状について ・基本理念と現状・課題について
第2回	令和3年7月15日	・施策体系と計画事業について①
第3回	令和3年8月11日	・施策体系と計画事業について② ・骨子案について
第4回	令和3年10月28日	・台東区多文化共生推進プラン中間のまとめ(案)について
第5回	令和4年1月14日	・台東区多文化共生推進プラン(案)について

6 / パブリックコメント結果

意見受付期間	令和3年12月16日(木)～令和4年1月6日(木)
意見受付場所	区公式ホームページ、各区民事務所・分室・地区センター、 区政情報コーナー、生涯学習センター、区民課
意見受付件数	3人 7件
提出方法の内訳	ホームページ 2人(3件) 郵送 0人(0件) ファクシミリ 1人(4件) 持参 0人(0件)

<意見受付数の内訳>

種別	件数
第1章 プランの概要	2
第2章 多文化共生を取り巻く現状	0
第3章 プランの基本的な考え	0
第4章 プランの内容	4
全体、その他	1

台東区多文化共生推進プラン

発行年月：令和4年3月

発行：台東区

編集：台東区 区民部 区民課 協働・多文化共生係

〒110-8615 東京都台東区東上野4丁目5番6号

電話 03(5246)1126

図書登録：令和3年度 登録第62号

